

第六十五回 参議院大蔵委員会會議録第十三号

(一五二)

昭和四十六年三月十六日(火曜日)

午前十時十九分開会

出席者は左のとおり。

委員長 柴田 榮君
理事 大竹平八郎君
玉置 猛夫君
中山 太郎君
成瀬 幡治君
青木 一男君
青柳 秀夫君
栗原 祐幸君
津島 文治君
木村 禮八郎君
戸田 菊雄君
松井 誠君
鈴木 一弘君

委員

政府委員

外務省経済協力局長 沢木 正男君
大蔵政務次官 藤田 正明君
大蔵大臣官房審議官 吉田太郎一君
大蔵省国際金融局長 稲村 光一君

事務局側

常任委員会専門員 坂入長太郎君

説明員

経済企画庁調整局参事官 川口 嘉一君
大蔵省主税局税制第三課長 平尾 照夫君
国税庁直税部資産税課長 大石 幸一君
国税庁間税部消費税課長 村山 正祐君

参考人

通商産業省貿易振興局経済協力部長 山口 衛一君
日本輸出入銀行 石田 正君
總裁 日本輸出入銀行 奥村 輝之君
理事

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○入場税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国際開発協會への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(柴田榮君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

関税定率法の一部を改正する法律案、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案、以上四法案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(柴田榮君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(柴田榮君) 次に、入場税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(柴田榮君) 次は、入場税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。藤田大蔵政務次官。

○政府委員(藤田正明君) ただいま議題となりました入場税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、今次の税制改正の一環として、最近における入場税負担の現状に顧み、入場税の免税点の引き上げを行なうほか、所要の規定の整備をはかるため、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

第一に、映画、演劇等の一般の興行場への入場について、その免税点を引き上げることとしております。

すなわち、現行三十円の一般免税点は、昭和三十七年に設定されたものでありますが、その後における入場料金の推移及び最近における入場税負担の状況にかんがみ、競馬場、競輪場を除く映画、演劇、音楽等の一般の興行場への入場について、その免税点を百円に引き上げることとしております。

第二に、学校の教員の引率による生徒等の団体の入場について、入場税を課さないこととしております。

すなわち、現行では、教員の引率する中学校、小学校、幼稚園等の生徒、児童または幼児の団体の入場については、五十円の免税点を設けておりますが、学校における視聴覚教材の利用の重要性

等を考慮し、その範囲に高等学校の生徒を加えるとともに、入場税を課さないこととしております。

以上のほか、興行場経営者の事務負担を軽減するため、免税点以下の入場券及び無料入場券の交付義務を廃止し、入場券制度の簡素化をはかる等、所要の規定の整備を行なうこととしております。

以上、入場税法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と内容の大要を申し上げます。

なにとぞ、御審議の上、すみやかに御賛同くださいますよう、お願い申し上げます。

○委員長(柴田榮君) 引き続き、補足説明を聴取いたします。吉田審議官。

○政府委員(吉田太郎一君) 入場税法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

今回の入場税法の改正は、最近における入場税負担の状況等に顧み、免税点の引き上げを行なうとともに、所要の規定の整備をはかることをその内容としております。

第一は、免税点を引き上げることです。

一般の入場に対する現行三十円の免税点は、昭和三十七年に、それまで仮設の興行場等に限って認められていた免税点を、零細な催し物に対する配慮から一般的な免税点として設定されたものであります。

最近における入場税負担の状況等に顧み、競馬場、競輪場等のいわゆるギャンブル場を除き、映画、演劇、音楽等一般の興行場への入場については、その免税点を百円に引き上げることとしております。

第二は、教員の引率による小、中学校等の生徒、児童等の団体入場を非課税とすることであり

ます。

これらにつきましては、現行法では、一般の免
税点とは別に五十円の免税点を設けております
が、学校において生徒、児童等にすぐれた芸術を
観賞させる場合等、視聴覚教材の利用による教育
の重要性を考慮し、入場料金の金額のいかんにか
かわらず入場税を課税しないこととするものと
に、最近における高等学校の教育の実情等を考慮
し、新たにその範囲を高等学校の生徒まで拡大す
ることとしております。

第三は、入場券制度の簡素化をはかることであ
ります。

現行法では、免税点をこえる入場料金を定めてい
る興行場においては、割引または招待等により、
一部の入場者を免税点以下の入場料金または無料
で入場させる場合であっても、原則として、すべ
て税務署長から交付を受けた官給入場券または検
印を受けた無料入場券を交付しなければならな
いこととしておりますが、興行場経営者の入場券に
かかる事務負担を軽減し、入場券制度の簡素
化をはかるため、免税点以下の入場券及び無料入
場券の交付義務をすべて廃止することとする等、
所要の規定の整備をはかることとしております。
以上、入場税法の一部を改正する法律案の提案
理由を補足して説明いたしました次第であります。

○委員長(柴田栄君) この際、国際開発協会への
加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法
律案、日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特
例等に関する法律案及び相続税法の一部を改正す
る法律案を議題とし、先ほどの法案とあわせ、四
案を便宜一括して質疑を行ないます。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○松井誠君 四つの法律案が出ておられるわけであ
りますが、最初に、税法関係の二つの法律案につ
いて簡単に御尋ねをいたしたいと思ひます。

わけですが、逆に配偶者であることをやめる
離婚ですね、離婚の際の財産分与という制度があ
るわけですが、この財産分与の場合には、
その配偶者の優遇という措置は適用にはならない
わけですか。

○政府委員(吉田太郎一君) 現在の相続税法のも
とにおきまして、離婚におきます場合の財産分与
につきましては、これを贈与とみなさないとい
うことになっております。したがって、贈与
税の対象にはなっていない、こういうことでござ
います。

○松井誠君 そうしますと、たとえば所得税の対
象とか、そういう取り扱いはどうなるのですか。

○政府委員(吉田太郎一君) これは非課税になっ
ております。

○松井誠君 非課税というのは、どういう意味な
んでしょうか。

○政府委員(吉田太郎一君) 所得税法によりまし
て、保険金と同様、要するに、心身に對して加えら
れた損害あるいは慰謝料につきましては非課税と
いう規定がございますので、その規定から課税
しないということになっておるわけでございます。

○松井誠君 財産分与というのは、これは、御承知
のように、慰謝料ではないわけですね。慰謝料と
いう制度はずっと前からあるわけでありまされ
ども、財産分与というのはいわば新しい民法がで
きてからの初めての制度ですから、それは損害を
補てんするというそういう観念では来ない。だ
から、慰謝料というのと違う。だから、理屈か
ら言えば、財産分与と慰謝料と両方請求できるこ
ともあるわけですね。そういう意味では、いまの
御答弁はちょっと納得がいけないんですが、損害
の補てんといわばみなすということですか。

○政府委員(吉田太郎一君) 確かに、いまのお答
えは多少不十分なことがございます。松井先生
にはいわれる釈迦に説法の面があるわけござい
ますが、財産の分与につきましては、幾つかの面
があるかと思ひます。一つは、夫婦生活中の財
産の清算という問題、それからその後の生活の保

障という面、あるいは先ほど申しました損害、慰
謝料的な面。で、これをどのように見るかとい
うことにつきましては、現在のところ必ずしも通説
というものはなく存じております。ただ、
非常に強くあらわれておる面は、夫婦生活の財産
の清算という面と、あるいは心身に加えられた損
害に對する補償という面等もございまして現在課
税していないと、かように考えられます。

○松井誠君 課税されないということについて私
は別に異議があるわけではございませんから、理由
づけはどっちでもいいんですけれども、実は、そ
の理由づけのいかんによると、この贈与の場合の
配偶者の優遇というもののあり方にも何か影響が
あるんじゃないかという気がするわけです。現実
に財産分与を計算するときに、いま言われたよう
に、妻なら妻がその財産の増加あるいは減少にど
れだけの寄与をしたかという点から、将来の保障
の状況はどうかという点から考慮するわけ
ですから、私は、そういう理由がもし非課税の理
由にそれがなり得るものならば、それでけっこう
だと思ふんです。しかし、そういうようにその結
婚生活の中において財産の増加に妻が寄与したか
らという点から優遇の理由であるとする、と
その贈与の場合の、いま夫婦間の贈与の場合、優
遇とはいふものの、こういう課税措置をとってお
ること、はたして均衡の点でどうだろうかとい
う気がする。

そういう点で、そういう観点からちょっとお尋
ねをしたいんですが、今度この婚姻の期間という
のを二十五年から二十年に短縮する。二十五年
とか二十年とかというのにおそらくは別に科学的
な根拠があるわけではないでありますが、そういう
ものが、そういう財産の増加に寄与したというやうな
ことが、特別に措置をする一つの理由になっ
ておるとすると、二十年とか二十五年とかという
期間をただ一つだけ設けるのではなくて、たとえ
ば十年以上の場合にはどれだけ非課税とか、十五
年以上の場合にはどれだけというように段階をつ
けるわけにはいかないものかどうか。

○政府委員(吉田太郎一君) 確かに、先生の御意
見は、私どもとしても今後検討に値する問題だろ
うと思ひます。ただ、現在、贈与税、これは申す
までもなく相続税の補完というたてえをもち
ておりまして、基本的にはやはり長年にわたってそ
の夫婦が協力してまいりまして、ただ、今日の
ように、核家族といわれておりますような風潮
あるいは居住用の財産についてこれを妻に譲つ
ていきたいというやうな背景からいたし
ました場合に、基本的には、妻がその老後の生活
を保障するというたてえから居住用の財産を譲
りたいといった場合に、それについてまあいま平
均的な財産であるならば、これを課税の対象外に
置くという発想から実はできておまして、多分
にその二十五年と申しますのも沿革的なことから
きめられておるものだと思います。そういう点か
らいたしまして、結局、居住用の財産をつくるに
ふさわしい年月、これは個人的にはいろいろな事
情はあろうかと思いますが、今日の状況でござい
ますと、五十年前後になったときに初めてそういう
実情が生ずるのではなからうか、かようなところ
から、二十五年を二十年にしたということござ
います。もちろん、たとえば十年において、二
十年の四百万円にパランスをとった形でたとえ
ば二百万円ということも考えられないわけではな
いと思ひますが、ただ、今日、居住用財産を取得
する常識的な価額と申しますと、最少限四百万円
という感じで、控除を、しかも一回限りでござい
ますので、税務の執行上の観点から申しまして、
二十年で区切ったというのが適當ではないかと現
状では判断したわけでございます。

○松井誠君 確かに、いま言われたように、沿革的
に言えば、居住用の財産ぐらひは確保してやりたい
というやうな発想から出たのかもしれないけれど
も、しかし、これを全部の税体系の中で正しい
位置を与えようというやうなことになるかと、必
ずしもそういう沿革だけにこだわっているわけに
はいかぬ場合もあるだろうと思ふのです。いま、
贈与税というのは相続税の補完だということお話があ

りましたが、補完というものの意味がよくわかりませんけれども、たとえば贈与税というのは相続税の前取りみたいなものだという意味だとするとちよつと違ふと思うのです。相続税は、まあ言つてみれば親のすねをかじつて、すねのかじりつばなしみたいなのが相続税の相続人になることを考えてもわかるように、財産の増加に寄与したかどうかということとは本来関係がないわけですね。したがつて、そういう場合に、妻が相続人であるということも、子供が相続人であるということと同じ理屈に考えていかうかよくわかりませんけれども、もし同列に考えるべきものとすれば、財産の増加に寄与したかどうかということとは相続税を合理化する理由には何もならぬのです。だとすると、それと同じような理由で贈与税を合理化するわけにもいかなるものかもしない。私は、やっぱり妻の贈与、妻の財産分与、そしておそれる妻の相続までも含めて、やはり婚姻生活における財産の増加というのがその最大の根拠ではないかと実は思う。そういうこともありまして、この二十五年、二十年という期間が一律の過ぎるというのを考えるわけですが、それとも関連するかどうかをいふ言われた居住用の贈与というものに限定をしたことも、確かに沿革的には意味はわかりませんが、これも私はちよつと納得ができない。たとえば、夫婦が借家なら借家を持つておる。その借家を妻に贈与をする。しかし、その借家を贈与しただけではこれの優遇措置にはならないので、翌年の三月以後にですとか、それまでにその家を明け渡してそこに住むという形をとらなきやならないでしょう。

○政府委員(吉田太郎一君) かなり客観的にそれに居住をしておられるという事実がないと、この要件には当てはまらないわけでございます。
○松井誠君 そういう場合に、借家を何軒か持つていて、その借家の一軒を女房がもうらう。しかし、そこには借家人が入っているという場合には、全然この優遇措置にはならない。かりにその借家を明けてもらつても、女房一人がそこに住んだ場合です。おやじはもとと別の家におる。もともと同居をしておつたその家におる。夫婦が別々に一軒一軒住んでおる場合に、その居住用の不動産——「その」というのはもうほうのという意味だと思ひますけれども、その居住用の不動産としてその借家はこの優遇措置の対象になるのですか。

○政府委員(吉田太郎一君) もちろん御主人と一緒に住んでおられる場合にはいいわけですが、人に貸しておられるといった場合には、もともとこの配偶者に対する居住用財産を優遇するという趣旨が、老後非常に不安定なために、住む家をなくした場合に、せめて住む家については配偶者の控除をお認めしよう、かような趣旨でございます。で、基本的にはやはり一般の相続税なり贈与税の考へておられますところがある程度の富の集中というものを排除しようというところである以上は、自分が住むだけの家、これだけはひとつ配偶者としての当然の権利であるから控除しようという趣旨でございますので、それ以外のいわば一般的な財産というところである場合には、それが家屋、土地であつたらうと、やはり同様に考えるべきではないかというのが今日の趣旨でございます。

○松井誠君 沿革から来ておる居住用の不動産というところには私はちよつと納得できない。たとえば、夫婦が借家なら借家を持つておる。その借家を妻に贈与をする。しかし、その借家を贈与しただけではこれの優遇措置にはならないので、翌年の三月以後にですとか、それまでにその家を明け渡してそこに住むという形をとらなきやならないでしょう。○政府委員(吉田太郎一君) かなり客観的にそれに居住をしておられるという事実がないと、この要件には当てはまらないわけでございます。

限るのですか。

○政府委員(吉田太郎一君) まず、最初に、沿革的に申し上げましたのは、私は、年限を二十五年あるいは二十年にしておること、あるいは、二十年一本にかきり区切つておること、多分に沿革的な意味があるかと申し上げたわけでございます。して、居住用財産の贈与について控除を認めるといふことについては、もちろん一つの制度でございますが、考え方の基本といたしましては、先生いまいちおつしやいましたように、夫婦協力してつくつてきた財産が、それが居住用財産になつた場合に、これを当然妻に譲つてやろうというの、これは一般の通念としてもう定着しつつある状況でございますから、それに着目して、自分の住む家ぐらひは残してやろうと、かような趣旨だろつと思ひます。したがらうと、その趣旨に即して考えるといふことからいたしますと、ほかにたといは借家があるといふ場合には、これは一般の贈与税の原則で考えるべきではなからうかと、かように存じております。

○松井誠君 どうも御答弁の限りでは、私はよく理由がわからないですね。この居住用の不動産といふのが結婚の間にふえてくる唯一の財産だといふ保証はもちろんなんにもないわけですが、財産全体がふえたことに対しては一種の持ち分みたいなものを持つていておる考へたほうがいいわけですから、特定の財産にだけ財産増加の寄与の効力を認めるといふのも変な話だと思つたわけですね。特に、いま私が言ひましたように、妻と夫の間で将来の生活を保障するために何が一番いい方法かといふことは、いろいろその財産状態によつて違ひ得るわけですが、そういうものを何か税法で干渉して、ほかのものをやつたのではだめだぞと、居住用の不動産、いへば夫婦が現にいま住んでおるその所有の家しかだめなんだぞといふのは、何か無用な干渉のような氣もする。ですから、もし配偶者の優遇といふのを財産を増加させたといふそういう協力といふことに最大の理由を

置くとするれば、もつと考え方を整理をして、いろいろな方法を考へたほうがいいのではないかと。なまじつかこういふ政府自身が一つの考え方を持つておつて、それを押しつけて、そのルールにはずれるのはだめだといふような考え方では、せつかくのこの優遇措置が、まああたにはならぬでしようけれども、十分の実を結ばないのじやないかという氣がする。そういう点の御配慮をもう一ぺんお願いしたい。

○政府委員(吉田太郎一君) 松井先生に非常に専門的なことを私から申し上げるのとはなはだ恐縮でございますが、現在の相続税のたてまえは、やはり夫婦財産制度に基本を置いておるといふのが原則だろつと思ひます。その夫婦財産制度はわが国の民法の夫婦別産制といふことを基本のルールにしておるわけでございます。御指摘の今回の配偶者に対する優遇措置といふのも、その基本原則の中で行ない得るいわば最大限の措置ではなからうかと、かように考へておるわけでございます。したがらうと、夫婦生活の間に形成されたそれぞれの持ち分をいかうに税制に考へるかといふことについては、先生の御指摘のように、私どもとしてはできるだけこれを厳格と申しますか、やはり社会通念があらわれておるものとしての民法のたてまえのものと考へていくべきではなからうかと。ただ、妻の座を優遇するといふこととして、たとえば、今日まで、配偶者控除、あるいは法定相続分であつてそれが三千万の中であればこれを非課税にしておるといふような、税制としてなし得る最大限の優遇措置の一環として、夫婦間の贈与のうち、その妻の居住用財産に限つてはこの程度の優遇をし得ることが民法の今日の姿に対してはし得る最大限ではなからうかと、かように考へて御提案をしておるわけでございます。

○松井誠君 私外国の例なんか知りませんが、私も夫婦財産制のあり方と夫婦間の税法のあり方とは、必ずしも一致しないといふようなことも聞ひておるのです。ですから、夫婦財産制の現在の別産といふのですか、そういうことを基礎

にしておいて、それだけの理由でやれるとも実は私は考えないんですが、いまの話に關連をして、同じ家族で実質的に財産の増加に協力をした、しかし、名義の上では別になっておるといふふうな例として、よくあるんですけれども、農家で、父親はもうすっかり老齢で働くことができない。長男が一切取り仕切って農業経営の主人になっておる。しかし、それを正式に贈与した場合には、農業後継者の特例があるわけですから、それなりに救われるわけですが、しかし、寝込んでおる父親は、必ずしも財産をつかえるというところはいさぎよしとしない、死ぬまでやっぱり握っておきたいという、そういう場合には、せがれは事実上は農業経営の主体だけれども、しかし、実際の田の所有者は父親である。そういう場合に、新しくたんぼを買ってそのたんぼをもしせがれの名義にするという贈与税が来るというふうな例を私は聞いておったんですが、やっぱりそういうふうにならざるを現在は得ないわけですか。

○政府委員(吉田太郎一君) これは多分に税の執行上の問題もございまして、具体的なことになりまして、あるいは国税庁からお答え申し上げたほうがいいかと思いますが、税法の原則論から申し上げますと、いまのような例でございまして、そのむすこさんが農業経営の主体になっておられる、かつ、実際に自分がその所得を得ておられるといった場合に、その農地の買入れ資金を自分が出されておるものであれば、贈与税は課税されることはございせん。ただ、こういう場合でなくて、お父さまがその家得者である、あるいはその資金の出し手であるという場合には、その名義をむすこさんにされる場合には贈与税が課せられると、かような問題が起ります。やはり具体的なケースで判定することになるかと思ひます。

○松井誠君 多くの場合は、その田の所有者が父親であれば、供出の名義も父親になるのがまあ普通です。供出を父親の名義でやれば、供出代金というものが農協へ入ってきますけれども、それは父親の名義になつてくるわけですか。しかし、実際は

その金を使つてたんぼを買ふんですね。ですから、名義的には形式的には父親の金で買ったように見えるけれども、実際は、その実質は、長男なら長男のものであるというふうな場合に一番矛盾ができるわけです。そういう場合に、何か便法で供出そのものを子供の名義で供出して、したがつて、供出代金も子供に來るといふようなことをやつておるところもあるようですけれども、それをスムーズに税務署が認めておるかどうかが、その辺のことも私は詳しく存じません。そういう方法でやればそれでいいのかわるか、ついでにお伺いしたいと思います。

○説明員(大石幸一君) 具体的な例で実際の場合を想定いたしますとあれでございまして、親が名義人になつておる、供出のほうも親の名義になつておる、その場合に、その親が実際に農耕に従事しておるかどうかが、親が農耕に従事しており、子も実際に従事しておる、その場合に、子供がもう相當の年齢に達しておつて、生計を主宰する程度に達しておる、かような場合は、子供が実質的に所得を得ておるといふように考えていいと思ひます。

○松井誠君 それならわかりました。それに関連をしますんですが、また最初の話に戻りますけれども、離婚の際の財産分与ですね。何か、聞きますと、財産の分与のしかたが非常に多い場合には、何かその婚姻中の財産の増加分を上回るような場合には、上回った分については贈与税を取る——贈与税ですか何ですか、とにかく税金を取る、そういう取り扱いだといふふうに聞いたんですが、そういうことなんですか。

○政府委員(吉田太郎一君) 大体、いま先生のおっしゃつたとおりでございまして。その具体的な事情によりまして判定をせざるを得ないだらうと思ひますが、まあ一切その辺の事情を勘案いたしまして過当であると認められる場合には、贈与税を課税するというたてまえになつております。

○松井誠君 過当であるといふのは、その結婚中に妻の協力が増加をしたと思はれる分をこえてお

る、そういう意味ですね。

○政府委員(吉田太郎一君) おつしやることによりございまして、婚姻生活中の夫婦の協力によつて得た財産の額と思われるものといふことでございまして。その他それに多少關連する事情も考慮することではございまして、原則としてはそういうことでございまして。

○松井誠君 その關連する事情といふのは、先ほどあなたが言われたように、将来の生活の保障とか、そういういわば要素も加味をして、なおかつ過大であると認められる、そういうことを言うわけですね。そういう場合に、その財産分与の場合にはある程度の限度まで区分けをしてやるといふようなことは、実際しよつちゅう行なわれておるんですか。

○説明員(大石幸一君) ただいま私が知つておる範囲では——調べてみないとわかりませんけれども、具体的にいまあまりそういう問題になつた例はないようでございまして。

○松井誠君 評価そのものも非常にめんどろですし、過当であるという考え方がどうも私にはよくわからないですね。しかし、それにしても、それをこえた分が贈与であるといふことになる、これはもちろん非常に形式的な理屈になりますけれども、配偶者同士の贈与といふのが特別の優遇措置があるわけですが、いま言つたように、財産分与といふのも、形式的に言えば、離婚届を出す前に財産分与をやつて——財産分与と離婚届といふのは同時であるとは限りませんからね。そういう意味で、財産分与を先にやつて、離婚はあとになる、そういう場合には、はみ出した分の贈与といふものが配偶者の優遇措置といふものに引っかけられるものか、引っかけられないものかですね。

○政府委員(吉田太郎一君) それは、御質問の趣旨は、財産分与の場合は贈与とみなさないといふことでやつておりますので、配偶者控除というふうなことの優遇は受けられないと存じます。

○松井誠君 いまの過当であるといふことでですね、無税の部分といふのがあつても、それをは

み出した分は贈与税がかかると言つたでしょう。そのかかる部分の話です。

○政府委員(吉田太郎一君) まあ観念的に申しますと、おそらく、過当であるといふようなことを執行上たてまえとしておりますのは、いま非常に例は少ないとは思ひますが、やはり租税回避のための仮装離婚といふようなこともあり得るようなことで、それ以外には、おそらく離婚をなさる場合に、それ相應の財産を分けられるには、それだけの理屈が——私もは大部分はやっぱり家裁で協議の場合がむしろ多からうとは思ひますが、そういうケースである場合には、おそらく過当であるといふような判定はする根拠もないものではないかと思ひます。ただ、これは、どの程度が過当かといふことは、個別のケースによつてのみ判定できることでございまして、一がいには申せませんが、おそらくそういう過当だといふことをめぐつて問題が起るケースはきつめてまれではないかと、かように考えております。

○松井誠君 まれであるにしろところで、特に昨今のうちに、ウーマンリブですか、そういうことで、われわれから見れば過当だと思はれるような財産分与が出てくる機会が多いかもしれせんからね。ですから、理屈の上では私は必ずしもわからぬことではないけれども、どこまでが相當の分与で、それ以上が過当だといふような判断を税務署がするといふのは一体どうなんだろうかと疑問があるんです。しかし、それは疑問にとどめておきます。

入場税のことで一点お伺いしたいのですが、それは、例の労働とか労働とかといわれる団体とのトラブルの問題なんです。聞くところによりまして、全国的に幾つか判決も出たようでありまして、けれども、その労働なり労働なりが、入場税を、最近はどうかわかりませんが、少し前までは納入を拒否しておつた理由はいろいろあるようですが、権利能力なき社団であるかどうか、あるいはそういうものに納税義務があるかどうか、そういうことも確かに私は一つの大きな問題だと思ひ

外国で音楽に課税しているところはほとんどないです。音楽にしているところはありますよ、この例では。ただ、イタリアが、「映画館その他の公衆娯楽場、競馬及びスポーツ関係からの総収入金額」となっていて、音楽が含まれるのかもしれない。一体、入場税の対象となるのが、ぜいたくであるという考えから、奢侈的というように考えて課税するのか、そのところはどうもあいまいです。それから入場税ということになる、これはまた非常に問題でしてね。それじゃ、いまの所得税が入場税に比べて課税されているかどうか問題でして、それからたとえば文化性のある映画、演劇ですね、それから音楽、こういうものに文化的なものだから課税しないというように措置についてはどうかと思うというお話ですがね。しかし、観点を立てて、租税特別措置というものがあつたわけですね。これは、政策的からそういう特別措置もとれるわけなんです。いわゆる文化政策という政策的に沿うために税制上考慮することも可能なわけでしょう。だから、租税特別措置というものがあつたわけなんです。いろいろな政策に。そういう点から考えて、入場税というものは、まあこうした競馬、競輪等の入場税については、いますぐに撤廃することについては問題があるかもしれませんが、情勢が非常に変わつてきているので、いまのような論議で存続していくこともどうも納得できません。それから全体の税収入から見ても、これはまあとるに足らないというのは変ですけれども、全体で百三十八億ぐらいですわね、四十六年度で。ですから、そういうことからいってここで再検討する必要があると思います、それからもう一つ、大蔵大臣が前にこれは約束しているんですよ、前に。ほんとうは前の国会あたりでこういう措置を講ずべきであつた。もう二年ぐらい前の大蔵委員会で、はっきり大蔵大臣は私に約束しているんですよ、かなり前向きなね。それで、この前は、内面的なことを言っちゃ悪いかもしれませんが、この前大蔵大臣が公約しているの何となくだけだけれども

待つてくれというので、この前待たんですよ。だから、今度はかなり前向きに出してきたかと思つたら、三十円を百円にしよう。それから衆議院のほうでは免税点千円という修正案を聞いていますが、常識からいっていまの料理飲食税のほうの免税点千円はどのくらいですかね。千円くらいじゃないですか。そういう点からいって、大蔵大臣はかなり前向きに考えておられるのに、事務当局がどうもちびつていっているような、なぜそんなにこだわるのか、おかしいと思うんですよ、私は。どうなんですか。

○政府委員(藤田正明君) 大蔵大臣が、確かに、前国会でありますか……

○木村義八郎君 前々国会です。

○政府委員(藤田正明君) 前々国会でしたか、そういうことを申し上げておられるのは確かでありまして。ちょうど、衆議院選挙が終わつた直後であつたのではないかと。その際は、物品税その他の関連もこれあつて、倉皇の間にこれらをやるときで、もう一年待っていただきたいというふうな答弁をしたかと思つておられます。それがまた今回に至つてこういうことになつたのはなぜかと、こういう御質問だろつと思つたのであります。今回は別な理由でございまして、木村先生御存じのとおり、いろいろな現在のような直間の比率が悪い影響を及ぼして、間接税のウェイトをもう少し高めたいではないか、それに関連いたしまして付加価値税の問題その他も研究すべきであるというふうな趨勢になつてきております。物品税のことに關しまして、そういう意味でも少し物品税の手直しも待たらうかというふうなことも今回もなつてきておりますので、この入場税に關しまして、消費税全般の体系の中の一環として考えざるを得ない。ですから、大幅な手直しというのではなくて、あるいは全廃ということではなくて、三十七年以来この入場税はいじつておりませんので、ここで、現実に即したような、三十円を百円まで免税点を引き上げた、いわば小幅な手直しをしたということでご

ざいます。

○木村義八郎君 そうなると、これは非常に問題が大きくなつてきたわけですがね。直間比率をこれから間接税をウェイトを高めていくほかに転換をしていくののために——そうでなければ免税点を引き上げてよかつたかもしれないけれども、全体として直間比率で間接税のウェイトを上げていくというときに、こういう間接税をあまり免税点をなにするのはバランスがとれない、逆行するようになるという、そういうことだと、これは非常に問題が大きくなつてくる。それじゃ、この入場税以外に、間接税としてどういうものをこれから上げていくのか。いま二、三年あつて言つていますけれども、付加価値税も問題になつておきますが、これは、二、三年あつて言つておきまう方向で二、三年と云つておきまうのか、あるいは、検討するために二、三年のあつて必要になつておきまうのか。私は大蔵省の資料で見たんですけれども、水田政務調査会長が諸外国をずっと回つてきて報告してあるですね。それで、諸外国でみんな実施している、日本でも実施すべきであると思つた。そうして、あの報告では、はつきり言つて、フランス方式とか何とかというものがもしやるとすればかなり参考になるんじゃないかというふうなことがあつて、そうして、これを実施するには非常に手数がかかると。その前提として税務機構を一本化する、国税と地方税を一本化する。そうして、今度は、住民税を所得税の付加税とすると。それによつて手がすくからそこで付加価値税を実施するんだと。そうすると、付加価値税を実施することが前提になつてくる。いまのお話で、直間比率を変えていく第一歩としてまずそのしわ寄せを受けたのが入場税であつて、もしそうでなければ、入場税をもつと免税点を引き上げた、あるいは撤廃、ことに文化関係では撤廃の意向もあつたのかもしれないが、直間比率を転換させていくというふうな方針からこれがしわ寄せを受けて、そうして三十円

をわずかに百円ぐらいに免税点を引き上げて。そういうことになると、これは非常に問題が大きくなるのであつて、直間比率をどの程度にこれから間接税のウェイトを置いていくのか。それからいまの付加価値税は当然やるものとして前提として進めていくのか。それから付加価値税以外に間接税としてどういうものを考えて、直間の比率をもつと間接税にウェイトを大きく置いてこれを転換させていくのか。その辺、いま作業中かもしれないが、ざつとばらんにひとつその点を話していただきたい。これは今後重要な租税政策のかなり重要なことになつていくわけですから、そういうことになると、ここで今度の税制改正の全体として非常に重大な問題が基本にあるわけですから、そのところをひとつ明らかにしてくださいます。今後の直間の問題ですね、もう少し詳しく話していただきたい。

○政府委員(藤田正明君) 私が申し上げましたのは、消費税全体の体系の中においてこの入場税も当然考えるべき問題である。その消費税全体の体系という点になりますと、直間比率ともやはり影響があるではないかというのを申し上げたわけ、直間比率の問題がどうのこうのだから今このぐらいの手直しをやめておいて、お茶を濁したと申しますか、若干の手をつけたらという意味合いではないのであります。そういう関連はございまして、それを申し上げたわけなんです。それから付加価値税に關しましては、これは検討をいたしておる段階でございまして、

なお、これは、主税局のほうからできるだけの話を申し上げることにいたします。

○政府委員(吉田太郎一君) 直間比率の問題は、もう木村先生に申し上げるまでもないことですが、それ自身としての数字がそれほど意味があるものとは考えておりません。ただ、わが国税制のあり方としての、大体二十年ぐらいを一つのきつかけとして常に見直してくるようなことではないかと。それで、国会などの論議を通じて、わが国の七〇年代以後の税制をどうして

くかということはこの際基本的にやはり見直すべき時期にきておるというように、そういう考え方がむしろ一般的になってきておるこの際、ひとつ税体系、あるいは税の負担、あるいは直接税・間接税のあり方を総合的に検討していこうということで、ことしの八月をめどにいたしまして、そういう基本的な税制の見直しの作業を税制調査会で御審議を願っておるわけでございます。したがって、この消費税のあり方、あるいは、さらに先生のお指摘の付加価値税の問題、その他所得税、法人税も含めまして検討していかなくてはならないというのが今日の私どもの基本的な姿勢でございます。そういう意味からいいますと、まず結論が先にあって、これをどうしていくかというのではなくて、むしろきわめて客観的に諸外国の制度を研究していくことを同時に私どももいたしておるわけでございます。自由民主党におきまして、そういう趣旨かどうかは私どもは必ずしもはっきりは承知いたしておりませんが、税制調査会が御視察になった報告については私もこれに非常に参考を供させていただきましたとは思っておりますが、今日のところ、その付加価値税を、まずそれを取り入れるべきであるという前提で作業をいたしておることはございません。むしろ、この国会——もう間もなくこの四月あるいは五月ぐらいからそういう基本問題についての審議を白紙の段階でこれから進めていく。いままでむしろ中間報告ということで基本問題小委員会が中間報告をまとめ、これをあるいはお手元にもお届けさせていただいておるかと存じますが、中間報告をまとめた段階でございまして、これについては将来の方向ということは一切出しておりません。ただ、消費税あるいは間接税のあり方ということが問題意識であるという指摘がされておるという段階でございます。

○木村義八郎君 それがもう少しはっきりさせるべきだと思ふんですね。実際はもう実施することをお前提でやっているにもかかわらず、何かまだやるかやらぬかわからぬけれど研究の過程

でというようなお話ですけれどもね。しかし、いま実施がはかっているのは、技術的にいま困難であるということなんですよ。そこなんですよ。だから、技術的に可能ならしめるには、とにかく徴税機構を一本化したり、それから所得税に対する付加税ですか、住民税を、それがすぐできれば実施したいというようなことになっておると思うんですよ。実際は、そうでなくや、来年から始まる第四次防衛計画の五兆八千億の防衛費ですね、そういうものをそうした増税体系に持つていかなかったら、まかなえっこないですよ。だから、そういうことが前提になっていながら、いかに慎重な審議で税制調査会の答申を聞いてからなんぞ、税制調査会はいま大蔵省の諮問どおりに答申するんですから、最近ではね。そこをもう少し——選挙もあるから付加価値税なんというのは困るというふうなそういう考慮があるのかもしれないけれども、何か実際を隠しているように思うんですよ。もっとざっくりばらにはっきり言うべきじゃないかと思うんですが、どうなんですか。

○政府委員(藤田正明君) 自民党内におきましてはそういうふうな付加価値税云々と前向きな姿勢があることは、確かでございます。しかし、大蔵省におきましては、たゞいま吉田審議官が申し上げましたように、一応検討はする、白紙の段階において検討を始めるということでございます。

○松井誠君 いまの直間比率の話、確かに、審議官が言われるように、その数字そのものに本来意味があるわけではないと思うんですね。そうじゃなく、直接税なら直接税が一体どういう構造を持つておるか、累進的な構造を持つておるかどうかが、どの程度持つておるかというふうなことがむしろ問題なのであって、直間比率がどうなったからどうしなきゃならぬというふうな理屈は本来出てくるはずはないと思うんですね。ところが、あなたはそう言われましたけれども、さっきの政務次官も、ついと言っちゃ悪いけれども出ましたし、いつでも直間比率というふうなことがまず表面に出るんですよ。それが何か間接税増徴の理

由であるかのような、それがあたかも大義名分であるかのような理屈がまず出るんですよ。まあそういうでないということをお認めになりましたから、それはそれでけっこうですが、そうなりますと、つまり間接税の比率を上げるために入場税があるんだということでないんだとすると、一体どうしてこんなものを残しておくんだらうか。先ほど木村委員からもお話がありましたけれども、これはまあ茶飲み話の冗談ですけども、大蔵省が入場税というものにこだわっておるのは労働とか労音があるからじゃないかと、そういううわさもあるわけですよ。どうも、われわれには、これだけのものにしがみついているやなめような合理的な理由というものが考えられない。それは競馬や競輪などというものは、これは入場税の問題とは別に、かりに入場税をただにしたところで、あるいは入場税をただにしたところで、あがつてくる売り上げから何がしかというものを納めさせればそれでいいわけですから、何も入場税の問題として考える必要もないわけですよ。われわれこの入場税というふうなものが、会場を使うとか何を使うとかというふうなことの社会的なロスがあるんだから税金をかけるみたいな話を聞きますけれども、社会的なロスなんというものは、人間朝から晩まで必ずどこかの何かのお世話になっているわけですよ。そういうことを言ったら、税金は朝から晩まで全部かからなきゃならぬ。そういう社会的なロスの中でどれに一体課税をするかというのが、先ほどのお話じゃありませんけれども、やっぱり政策の問題なんですね。政策の問題の中に、ほんとうに庶民のささやかなレジャーというふうなものにまで税金をかけなきゃならぬというその租税の目的というものを、政務次官にお伺いをしたんですけれども、やっぱりわれわれにはわからない。いawanや、それがほんとうに文化的な仕事に携わっておる人たちがしよっちゃう問題にしておる税金であるだけに、なおさら、一体税金の焦点はどこにあるのかわからなくなってしまう。もし、さっき次官が言われたように、これは中間的な手

直しであって、いわば全廃ということをも含めての検討というものはこのあとにあるんだということがほんとうならば、そのときにもう一ぺん姿勢を改めて考え直していただくというわけにはいかないものではないか、お伺いをしたいと思ひます。

○政府委員(藤田正明君) 入場税がなぜあるのかというふうな御質問であるし、そうしてまた、その次に、考えられる余地があるかどうかということだと思ひますが、娯楽施設利用税とか、料理飲食等の消費税、通行税というふうな、同種のサービス課税と申しますか、そういうものの存廃にもこれはつながる問題だろうと思うのであります。全廃ということに關しましては、非常に慎重に、消費税全体の体系を見直した上で考えるべきものであらうと、かように思ひます。

○木村義八郎君 ちよっともう一つ。この大蔵委員会調査室の資料ですけども、「入場税の免税点の変遷」という資料があるんですよ。これで、「昭和二十二年四月、一円未満、一般に適用」「二十二年十二月、三円未満、一般に適用」とあるんですが、この昭和二十二年から貨幣価値がどのくらい下がっているか。二十二年を一つとしてどのくらい物価が上がっているか。この間、二十三年にもすごいインフレがあるわけですがね。大体、いま、どのくらいですかね。四百倍ぐらいですか。四百倍とすると、少なくとも、三円だと、三、四、千二百円ぐらいにしないといけませんわね、非常に単純な計算ですけども。どうなんですかね。四百倍か、あるいは四百五十倍ぐらいでしょうね。

○政府委員(吉田太郎一君) 二十二年の十二月から試算をいたしますと、これを消費者物価指数に換算いたしますと、当時の一般免税点が三円でございまして、五・四八倍というところでござい

○木村義八郎君 消費者物価指数ですよ。昭和二十三年のものすごいインフレがあるんですよ、その間に。そんなもんじゃありませんよ。

○政府委員(吉田太郎一君) 先生のお話しの六百倍は、昭和九年から十一年を一といいたしました場合、六百倍近くになっておるわけでございます。六百十一倍でございますか。ところが、昭和二十二年では、九八・七四、約一〇〇に近いわけでございまして、それからいいますと、むしろ六倍というところではなからうかと思われまゝ。

○木村義八郎君 昭和二十二年の四月があるわけですが、四月を見て下さい。もう二十二年十二月はインフレが相当進行した段階ですわね。もう少し前からとらないとね。

○政府委員(吉田太郎一君) はなはだ申しわけございませぬが、月で実はやっておりますので、ちよつと……。いずれ後ほどまた調べまして御報告させていただきますと思ひます。

○木村義八郎君 さつき私が四百五十倍とか何とか言つたのは、昭和九年から十一年です。ですから、あなたの言われるのが正しいと思ひます。昭和九年から十一年をひとすれば、あのインフレ期を控えて、大体六百倍になるかもしれせん。それから、二十二年四月が、もう少し前を見ると、あのころがものすごく上がつてゐるんですよ。二十一年ごろからかな。そういうところから見ると、もっと、三百倍から四百倍ぐらいになるのじゃないかと思ひますがね。

○政府委員(吉田太郎一君) 消費者物価指数を基準にとりますと、昭和九年から十一年を一といいたしまして、急激に上がりましたのが昭和二十一年でございます。このときに約四十六倍、四十五・九二倍ということになっておるわけでございまして、そういう意味からいいますと、いまの先生の御指摘の二十二年四月の前の二十一年の四五をとりますと、ちよつと暗算で計算いたしますと、約十二倍ぐらいになるかと思ひます。

○松井誠君 じゃ、税金のことはそれだけにしまして、経済協力の問題でお尋ねをしたいんですが、この間お願いをしました調査団の報告書やあるいは経済協力の統計の数字をいただいたんですが、主としてインドネシアに対する経済協力の問

題で、このいただいた統計によりまして、インドネシアの場合ですが、「協力意図表明済みであるが、供与取極の締結に至らないもの」、そういう供与締結に至らないものについて、たとえば円借款の場合に「含まない」というようになっていましてね。それで、ずっと含まないのかと思つたら、そうじゃなくて、一番最後の「年度別援助取極状況」にはそれも「含む」と書いてあるわけですが、これは、去年の六月ですが、インドネシアとの間の経済協力のいろいろな約束ができて、それに基づくものも、これは何枚目になるんですかね、このインドネシアに関する分の(8)というところがありますね、昭和四十五年にKR援助とか円借款とかいろいろありますけれども、注によれば、供与とりきめ締結に至らないものも含んでおるといふことになるんですけれども、これはそのように理解していいのかわか。あるいは、一九七〇年にインドネシアとの間にいろいろな経済協力のとりきめができましたけれども、その大体的概略、これはいろいろなものに出ておりますから、詳しいことは要りませんけれども、大体的概略はどういうものか。それと、いま言いました「取極状況」と書いてある一覽表との関係、そういうものをお伺いしたい。

○政府委員(沢本正男君) 昨年度インドネシアにいわゆる援助を供与することを約束しましたのが、合計一億四千万ドルでございます。その中で、年度中に支払いが行なわれるものというものが、いわゆるBE援助、最近ではDK援助と申しておりますが、それが五千五百万ドル、それからケネディラウンドの食糧援助が一千万ドル、それからプロジェクト援助で四千五百万ドル、その他にプロジェクトもしくは日本米の延べ払い輸出でやつてよろしいという分が約二千万ドルでございます。そこで、いまこの表で、「援助取極」といふのは、「意図表明」と申しますのは、それだけ将来援助をあげますという意味のコミットメントでございます。それから「供与取極」は、それが

具体的にローンアグリメントとして結ばれまして、支出をするということを経済協力基金なりあるいは米の延べ払いの輸出の場合には食糧庁との契約ができた段階で供与取り決めが締結されたというふうに出ておるわけでございます。したがつて、その差は、主としてプロジェクトエードで出てくるということでございます。

○松井誠君 去年の新しい援助の約束というものが、あれですか、そうしますと、合計幾らですか。

○政府委員(沢本正男君) 一億四千万ドルでございます。

○松井誠君 そのうちに、BE援助というのが、DK援助ですか、というのが……。○政府委員(沢本正男君) 五千五百万ドルでございます。

○松井誠君 この一覽表の、そうしますと、「円借款」の三百六十億、これは全部この協定に基づく商品援助ですか。

○政府委員(沢本正男君) その中で、プロジェクト援助が四千五百万ドル、それから商品援助が五千五百万ドル支出されるという意味でございます。

○松井誠君 全体の数字がよくわからないのですが、そういう千四百万ドルですか、そのいわけ新規援助のほかに、前年度あるいは前々年度の協力の約束に基づくものを七〇年度以降具体的にどうしようという、そういう約束も去年の協定の中にはあつたんじゃないですか。

○政府委員(沢本正男君) プロジェクト援助の供与分四千五百万ドルのうちには、六八年度で約束しましたプロジェクト援助の額、それから六九年度で約束しましたプロジェクト援助の額、それから七〇年度にコミットしましたプロジェクト援助から支出される分と、その三つが入つておるわけでございます。

○松井誠君 ああ、そうですか。それで一億四千万ドル。その一億四千万ドルは、繰り返してお尋ねをしますけれども、これの「取極状況」の四十五年度という分には、全部がその一部になるのですか。それは、そうじゃなくて、また別の取りきめの履行の部分になるのですか。その下の注の「供与取極の締結に至らないものを含む」といふのは、具体的にどういふものですか。

○政府委員(沢本正男君) ただいま御説明しましたように、昨年度供与を約束しました一億四千万ドルのうち、プロジェクト援助につきましては、そのコミットした分だけが必ずその年度に支出されるということじゃなくて、将来内容が固まつてからローンアグリメントを締結して支出を認めるといふ部分が含まれておるわけでございます。

○松井誠君 ですから、私の聞いておるのは、これは、そうすると、この注の「協定総額には……供与取極の締結に至らないものを含む」といふのは、ここに書いてあるのは、協定総額ということではなくて、取りきめの実施状況ですか。

○政府委員(沢本正男君) インドネシア側に将来も含めてこれだけ出しますと約束した額は一億四千万ドルでございます。しかし、七〇会計年度に一億四千万ドル全部支出することを約束したわけではないと、そういう意味でございます。

○松井誠君 そうしますと、その前の「円借款」の欄のところに、「供与取極の締結に至らないものを含む」と書いてありますけれども、いま言った一億四千万ドルというのは、そのうちどれだけの円借款がわかりませんけれども、それも、たとえば、その円借款の中には、ここには書いてないけれども、そういうものが将来あり得ると、こういう意味ですね。

○政府委員(沢本正男君) 一億四千万ドルの中には、二千万ドルを限度としました日本米の延べ払い輸出の額も入つておるわけでございます。それ以外には、大体円借款になります。

○松井誠君 いままでいろいろな意味でインドネシアに対する経済援助というやうな問題があつたわけでありまして、政権が変わつて何度か経済協力の約束をし、昨年は締めて一億四千万ドルという約束をしておるわけですね。これの具体的な条件というのを見ても、経済協力基金が多

いようでありまされども、これも年三分で約二十年です。ですから、援助で有償だという形ではありますけれども、実際上はもう無償に近いようなそういう援助です。一億四千万ドルといえ、先ほどこまかい税金の話が出ましたけれども、あいうほうへ税金を納めている人にとつてみれば、たいへんな数字だと思ふのです。それだけに、われわれは、一つでも神経をとがらざるを得ないのでありますけれども、このいただいたインドネシアの北島ミッシェンの調査報告書、これはわりあい樂觀的な報告書になっておるわけですが、その一年か二年前に小倉武一さんが外務省の依頼で調査に行かれたことがあつて、その報告もあるんじゃないですか。

○政府委員(沢本正男君) 私、ちよつとたゞいま記憶いたしておりませんが、その前に、アジア経済研究所に岸さんというインドネシアに非常詳しい方がおられまして、それに調査を依頼したことはございます。

○松井誠君 私の間違ひでした。小倉さんではなくて、いま言った岸さんら四人が、主としてアジア経済研究所から行かれたんですね。その報告書の要旨というのが新聞に載つておるんですけれども、その一部にこういうことが書いてあるわけですよ。「経済協力の仲介役をする日本商社は、プラントの現地売り込みで自社の利益を図ると同時に、政治献金までねん出しようとする傾向がある」と、これはもう四十二年ごろの話でありますけれども、そういうことが、報告書を見ないからわからせなければ、新聞の要旨の中には堂々と出ておる。先ほど一九六八年の経済協力の協定が何かのことがちよつと出ましたけれども、そのときのことを言うのかどうかわかりませんけれども、ちよつと昭和四十三年の夏ごろの新聞にも、商品援助だけではなくて、プラント輸出もあるようですけれども、一億一千万ドルのインドネシアに対する援助がきまつて、もう商社は目の色を変えてもうけ口の確保に狂奔しておるというふうなニュースがある。インドネシアというのは、

賠償のとき以来、何か汚職の代名詞だといわれるくらいに非常に黒い影というのがつきまといつておるわけですね。そういう中でこの一億四千万ドルという約束をし、ちよつとわれわれがいまスカノ政権の債権のリファイナンスの審議をしておるわけですが、そういうようにまたざるならないうという一体保証があるんだろうか、そういう疑惑を持たざるを得ないわけですね。ただ、われわれ残念ながら具体的にこの資料をつかんでおられないから、こういう点がこうで、だから具体的にはおかしいじゃないかという指摘ができないのが実はきつめて残念ですけれども、しかし、そういう疑惑というものはしよつちゅう取り巻かれておる。それだけに、いわばスカノ時代の債権債務の關係にしても、この間いろいろお聞きをしましたけれども、どうもやっぱり向こうとこちらの数字が五十万ドル違う。五十万ドルという、一億幾ら、二億くらいになりますかね。われわれとしてはたいへんな数です。その五十万ドルがどこでどう消えたのか消えないのかわかりませんけれども、とにかくそれくらい金食い虫という、そういう非常にずさんなやり方のしりぬぐいをおれわれはいま審議しておるだけに、何としてもその後のインドネシアに対する依然たる経済協力というものがどれくらい姿勢を正してやつておるかという疑問を持たざるを得ないんです。

しかし、それはいわば疑問を表明するだけなんです。ちよつとちよつとお伺いしたいのは、先ほどちよつと出ましたけれども、KR援助の食糧の援助ですね。その食糧の援助と最近の余剰米の処理という形で日本米の延べ払い輸出、これはどういふ關係になっておりますか。

○政府委員(沢本正男君) 先ほど御説明申し上げましたように、一億四千万ドルのうち、ケネディラウンドの食糧援助でお米をともかく一千万ドル分をKRの食糧援助のほうの予算から出すというコミットメントをしておるわけでございます。ところが、インドネシアのほうは、それ以上にお米が足りないという状況がございまして、合計二

千万ドルに達するまでプロジェクトあるいは日本からのお米の供給に充てるというコミットメントが一億四千万ドルの中に含まれておったわけでございます。それで、一千万ドルのケネディラウンド食糧援助につきましては、三百万ドルを日本米の送り出しに使ひまして、七百万ドルをタイ米を買いつけてインドネシアに持つていくと、それから一方、二千万ドルまでの額と申しました日本米の延べ払い輸出は、實際問題として承認ベシスで七百四十万ドルの日本米の延べ払い輸出が契約されてインドネシアに出ていっております。そのうちの三百万ドルがケネディラウンドの食糧援助費でまかなわれ、千四百四十万ドルが延べ払い輸出の形でインドネシアに送り届けられると、こういうことになっております。

○松井誠君 そうしますと、先ほどタイ米という話がありましたね。これは年度はいつなんですか、去年ですか。

○政府委員(沢本正男君) 昭和四十五会計年度でございまして。具体的には昨年の七月か八月ごろであつたかと思ひます。

○松井誠君 四十五年といへば、いわば政府米の過剰が騒がれておるころだったんですが、そういうときに、KRの援助の一部としてであろうと、タイ米をやるといふのは、どういふことですか。

○政府委員(沢本正男君) タイと日本との間には、貿易のアンバランスが非常に大きいわけでございます。まして、たしか、四十四年度の差額が二億八千万ドル、昨年度はそれが少し減りまして、私の記憶では二億三千万ドルか四千万ドルくらいになつたかと思ひます。ところが、タイのほうは、タイの輸出の中でお米が占めます割合が非常に大きいわけですね。一時戦後、日本はタイから四十五万トン米を買つたこともございまして。そこで、タイといふことは、日本が余剰米をさばくことによつてタイが伝統的に保持しておる市場を日本によつてつぶされるということに對しまして非常に強い不満を持っております。したがしまして、一部タイ米を買つてインドネシアに供給しまして、

タイを助けると同時に、インドネシアのほうの需要も充足した。それからインドネシア側としても、お米が不足しますと、米価が上がつて国内のインフレを増長するという問題がございまして。タイ米の場合はトン当たり大体九十ドルぐらゐで供給できるわけでございますが、日本米の場合には百四十ドル程度になります。したがしまして、そういうインドネシアに与える物価面の考慮と、タイとの貿易アンバランスでタイが日本に持つておる不満を解消すると、この二つの意味のかね合いをかねましてそういう措置をとつた次第でございます。

○松井誠君 そうしますと、タイの側のそういう条件がなくならない限りは、少なくともKR援助ではやっぱりタイ米を一部買つてやらざるを得ない、こういうことになりませんか。

○政府委員(沢本正男君) われわれの考え方としては、タイとの貿易アンバランスの解消というところが一面において非常に大きな問題としてあるわけでございますが、急速にこれを解決する方策は、いろいろな面で技術協力その他を拡大いたしておりますが、なかなか見つかりませんので、当分の間、そういう事態はある程度やむを得ないんじゃないかというふうな考へております。

○木村龍八郎君 二つ伺つておきたい。

一つは、これは時間がございせんから、概略の説明を聞いて、それから資料を出してもらつてまたあとで質問したいと思ひます。それは、リファイナンスの問題ですね。前に、私、焦げつき債権の処理について質問したことがありますが、このリファイナンスは、その後どうなつておるか。結局、リファイナンスは、輸出入銀行から向こうに貸してやるんです。貸してやつて、商社の焦げつき債権を返してやるわけですね、日本の商社に。それは、結局、輸出保険によつて返してやるわけですね。そうすね、輸出保険によつて返してやる。その金は、結局、一般会計から入れるわけですね。国民の税金なんですよ。国民の税金が回り回つて、結局輸出保険に行つて、それ

で焦げつき債権を処理してやる。その焦げつき債権を処理したあとは、商社はその債権の回収につとめなきゃならぬということになっております。その後どうなっているか。その焦げつき債権を輸出保険で処理してやりまして、それでどれだけの商社にどれだけの保険金を払って、どれだけの商社がどれだけの損害を受けて焦げつきで、輸出保険でどれだけの損をしたか。その後回収につとめたかどうか。その状況を資料として出してもらいたい。わかりますか。

○政府委員(稲村光一君) ただいまの問題でございますが、商社といたしましては、延べ払い輸出につきまして、輸出保険をかけて延べ払い輸出をいたします。それで、それが期限どおりに輸出代金が受け取れないということになりますと、輸出保険特別会計からいわば保険金の補てんを受けます。そういたしますと、それに対して輸出保険特別会計としましてはインドネシアに対していわば代理の求償権を得るといふことになっているかと思ひます。したがって、商社のほうにいたしましては、それで一応いわば保険による損失の補てんというのを受けるわけでございます。これはまあ保険の当然の結果で、何も繰り返し申し上げる必要はないと思ひます。それに対して、今度は、政府ベースの問題といたしまして、インドネシアに対する、まあ政府と申しますか、インドネシア政府に対する援助といたしまして、そういうものに基きます日本の債権を若干繰り延べてやる、こういうのが前回の繰り延べの趣旨でございます。これを、現実問題といたしましては、輸銀がインドネシアの中央銀行に対してその資金を供与いたしまして、それで繰り延べをしてやる。これは、三回にわたりまして、総額五千八百八十万ドルの繰り延べ——三年間にわたりましたが、取りきめをいたしたわけでございます。そういう状況であつたわけでございまして、それに対して、そういうような繰り延べの措置、これはまあ日本の政府の対インドネシア政府、具体的には中央銀行になります、それに対する援助

助というかつこうでございます。それに対して、インドネシアの経済がその後各国のそういうような援助の効果も次第に出てきた。あるいはインドネシアの政情が安定してきたということもあつたかと思ひますが、その後、インフレの高進にいたしまして、次第に好転はいたしてきていたし、まして、次第に好転はいたしてきていたわけでございまして、しかし、これはまだひとりで立ちできるという情勢では全くないということでございます。これに對しまして、各国債権国が寄り合ひまして、現在の再建のきざしを見せかけているインドネシアの経済をさらに安定的に将来ほんとうに自立できるようにというところまで持っていくためには、スカルノ時代の旧債権は、みんな寄り合つて、ひとつもソフトな条件に延ばしてやると、こういうことをしないと、せっかく再建のきざしを見せてまいりましたインドネシアのほんとうにその再建が実現するためにむずかしいであろうというところで、スカルノ時代の債権を今回ソフトな条件で繰り延べをさらにしてやろうというのを國際的にそういう合意ができたわけでございまして、今回ののはその分でございます。

○木村龍八郎君 その御説明はけっこうです。そういうことを聞いていられるんじゃないんです。この前問題にして、いきさつはよく知っているわけですよ。ですから、焦げつき債権の問題を聞いていられるんですよ。商社の焦げつき債権、インドネシアの。その焦げつき債権の処理としましては数字を要求しているんですよ。結局、一般会計から輸出銀行にだけ入れれたか。それはリファイナンスで、向こうの中央銀行に貸すんですよ。中央銀行が、結局、今度は商社に払う——いや、そうじゃないか。商社のほうは輸出保険によつてそれを受けるわけですよ。ですから、結局、一般会計から輸銀に行つて、それが向こうの中央銀行に行つて、それが商社の焦げつき債権のほうに回り回つていくという経路ですよ。それを、数字的に、一般会計からどれだけ輸銀に

行つて、それがつまりリファイナンスでしょう。リファイナンスというのは、中央銀行に肩がわりしてやるわけですよ。肩がわりということですね。リファイナンスということね、金融の。それがその後どうなつたかというのを聞いています。その後、輸出保険法によりますと、結局、その後回収につとめて、それでこれを納付しなきゃならぬことになっていられるんですよ。それが一つ——それは数字的に出してくださいます。それは理屈を聞いていられるんじゃないですよ。その計数はどうなつたか。それで、あれは、東洋棉花とか、日綿とか、岩井産業とか、前に資料を出してもらいました。その商社がみんな献金していることを献金の額も出してもらったことがあるんですよ。その献金と、輸出保険で焦げつき債権を返してもらった関係を、前に国会で問題にしたことがあるんですよ。ただ、その後の処理がどうなつたかというんです。輸出保険法によると、回収につとめてこれを納付しなきゃならぬことになっていられるんですよ。輸出保険の關係、それが一つ、もう一つは、当時も問題にしたんですけれども、その後どう処理されているか。輸出保険法によると、

「輸出保険の保険契約の保険料率は、この法律による政府の保険事業の収入が支出を償うように、政令で定める。」と。その後焦げつき債権が相当してきました。それで保険会計からこれを返してやりました。焦げつき債権を肩がわりして返してやりました。したがって、この保険会計は、保険料を引き上げて償うようにしなきゃならぬ点ですよ。その後、保険料の改訂をやったかどうかこの点ですよ。そうしませんと、これは——輸出保険法の第一条の四(「保険料率」といふところがあるんですよ。当時も問題にしたんですよ。当然これは保険料を引き上げて収支償わなきゃならぬ。ところが、実際は、この保険会計は、政府のほうからの一般会計から国民の税金で保険のほうに出資をして、そしてそれによつて焦げつき債権が支払われていまして、本来は、保険料を引き上げなきゃいけないんですけれども、保険料が引き

上げられていないんですよ。その二点を伺つて、それで資料を出していただいたら、それをもとにして御質問したいんです。それを出していただけるかどうか。

○説明員(山口衛一君) ただいまの木村委員の御要求に對しまして、まず第一に、資料のほうは、できるだけ出すようにこまかく調べます。

それからいまだお話でございますが、保険会計といたしましては、昭和四十一年の一月、一九六六年の一月からでございますが、それから昨年の暮れまで、四十五年までの合計で、支払ひました保険金の総額は、邦貨にいたしまして百五十九億六千三百万円ということになります。四千四百三十万ドルでございます。これに對しまして、同じ期間に四十五年までに回収いたしました金額は、百四十三億二百万円でございます。すなわち、三千九百七十万ドルとなります。こういうふうな回収にいたしまして、その大部分は、御指摘のような輸銀のリファイナンスによつていられるというふうな計算に現在なつております。その商社の概要につきましては、後刻また資料として差し上げます。

○木村龍八郎君 そうしますと、十六億六千三百万円がまだ回収されてないということになるわけですね。

○説明員(山口衛一君) そのとおりでございます。

○木村龍八郎君 そうすると、私の質問の趣旨はわかりましたね。さっき言ひました一般会計から輸銀に出して、輸銀が、向こうの中央銀行で、それがリファイナンス契約で向こうに援助して、それでそれが結局保険の支払いになったということですよ。そうすると、いや、保険料の改定というのはいやらないでいいわけなんですか。いまのあれです、大体十六億。ですから、商社は回収して返すわけでしょう。納付するんですよ。政府に。それが順調にいっていると。十六億六千三百万円がまだ未回収であるけれども、それは今後順調に回収される見込みなのか見込みでないのか、それは

商社別に資料を出してもらいたい。

○説明員(山口衛一君) たいま御指摘の十六億円につきましては、その大部分が昨年一年間におきまして出たもののがかなりの部分を占めております。この点につきましては、リファイナンスによる回収を一定予定はしております。したがって、保険料の引き上げとかいうことは現在考えておりません。

○木村八郎君 それはどういふことなんですか。保険料を引き上げなくても、リファイナンスによってまかなうということなんですか。

○説明員(山口衛一君) 従来のような形式によりまして、そのように期待しております。

○木村八郎君 何だかよくわからないですね。おそれ入りますが、もう一度答弁していただけますか。

○説明員(山口衛一君) たいまの御説明をもう一ぺん申し上げます。
十六億円の差額につきましては、その大部分が昨年の一月から十二月までの間に支払われております。保険金の額に当たります。全部ではございません。この回収につきましては、現在御審議がおります。今後の支出、リファイナンスによりまして私どもとしてはそれが入ることによって保険金が回収されるというふうに考えておるわけでございます。つまり、それ以前の金額がリファイナンスによりまして保険金が回収されましたと同様の形によりまして回収をされるというふうに考えておるわけでございます。

○木村八郎君 わかりました。そうしますと、百五十九億六千三百万円ですね、これだけが焦げつき債権で、それに対してこれまで百五十九億六千三百万円リファイナンスされたということなんですか。そのところがよくわからないんです。リファイナンス、リファイナンスと言っているけれども、それはどういふことなんですか。さつき昭和四十五年末で百四十三億二千万円ですか、これだけが——百五十九億六千三百万円保険金が支払われて、そのうち百四十三億二千万円が

リファイナンスされたということなんですか。私が聞いているのは、焦げつき債権をこの保険金から払って、もう商社との間には焦げつき債権のあらはれちやうとたんでしよう。焦げつき債権は払われちやうとた。問題は、この保険法によると、その後この保険法によって債権を回収された場合は、その商社がこの回収につとめなきゃならぬ。債権の回収につとめて、返ってきた分は納付しなきゃならぬ。政府に返さなきゃならぬ。その関係を聞いています。ですから、いまのあなたのお話は、政府のほうの一般会計から輸出に支出されて、それが結局この輸出保険特別会計に払われて、それによってリファイナンスされたということをやっているんでしよう。ですから、それはこの保険会計で収支を償うということじゃないと言います。この保険会計では、そういう損害が生じた場合には、保険料を引き上げて、保険料によって収支を償わなきゃならぬということになっているんですよ。保険料で償わないで、そうして政府のほうの支出で収支を償っているから、この法律に違反すると言っているんですよ。これは第一条の四に、「輸出保険の保険契約の保険料率は、この法律による政府の保険事業の収入が支出を償うように、政令で定める。」と。そうすると、保険事業の収入というのですから、政府からの出資によって償うということを書いてないんですよ。ですから、この前も問題にしたんです。焦げつき債権の処理については、この保険会計で保険料率を上げるようにしなきゃいけないのを、一般会計から輸出に出し、輸出から保険特別会計に行くんですよ。それで処理しているんですよ。それをもっと計数的に出してください。一般会計から輸出にどれだけ出て、輸出からこの特別会計ですか、輸出保険特別会計にどれだけ出て、それが今度は商社に、どういふ商社にどれだけ保険金としてこれが支払われたか。商社別にですよ。前に出してもらったことが一回あるんですよ。調べればすぐわかります。それがどれだけ商社が努力して、その後回収に努力して、どれだけ政府に

納付したかというんですよ。そうでないと、結局、国民の税金で焦げつき債権を処理したことになるんですよ。だから、この法律では、その後焦げつき債権を国民の金で処理してもらったから、その後は回収に努力して——回収されなくちゃいようがありませんけれどもね、保険ですから。努力して回収された分があったら政府に納付すべきだというのがこの法律のたてまえなんですよ。それをどうして処理されたか。だから、資料として、商社別にどれだけ保険金を払って、そうしてそれがその後どれだけ商社が回収に努力したかしないかということですね。それと関連して、保険料率の改定をやったかやらないかということですよ。

それから時間がありませんからもう一つ聞いておきますが、さつき言いましたように、インドネシアの債権につきましては、ソフトな条件で債権処理ができるようにしてやるといふんでしよう。ところが、ソフトの条件というのはかなり政治的なものですわね。コンマシーシャル・ベースじゃないんですよ。コンマシーシャル・ベースじゃないんですよ。コンマシーシャル・ベースに乗らないんですよ。これは海外協力基金のベースですわね、ほんとうは。前に法律を改正したでしよう。輸出入銀行法を改正して、そうしてソフトローンみたいな政治的なものは海外経済協力基金でやるといふふうに改正したはずですよ。それをまた輸出でやるといふのはどうもおかしい。本来なら、そうしたいわゆる政治的なソフトローンみたいなものは海外経済協力基金でまかなうということに前に法律改正をしたように私は記憶しているんですよ。だから、海外経済協力基金に基づいて基金ができたんですよ。そういう経過になっているんですよ。それを依然として輸出入銀行でやるといふのは、どうもたてまえが何か混乱しているように思われます。

○政府委員(稲村光一君) たいま御指摘の点に開しまして、二点お答え申し上げます。第一点は、保険との関係でございます。先ほど私が保険のほうで代用すると申し上げましたが、これは技術的に申しますと誤りでございまして、訂正をいたしますが、実際的にはそういうことでございまして、法律的にはそういうことでございまして、これは、御指摘のとおり、保険の支払いを受けた者が回収をする義務を負うということでございますが、これにつきましては、輸出の中央銀行に金が参りますから、それが商社に戻りまして、そしてそれによって会計としては回収を受けるということできいになる、こういうふうになります。この点、若干補足して御説明をいま申し上げたわけでございます。

それから資料につきましては、先ほど通産省のほうから申し上げましたとおり、通産省のほうで調製をいたしてできる限りのところで提出をいたせようと思っております。

それから次の、たいまの今回の措置につきましては、なぜ輸出でやらせるといふことにして基金ではないかと。確かに、御指摘のとおり、今回の債務救済措置は、無利子、三十年という非常なソフトな条件でございますが、しかし、これを輸出でリファイナンスということではないし、これを輸出で、今回の場合はスカルノ時代の債務に関するものでございまして、総額で大体九千三百七十万ドルぐらいになるわけでございますけれども、そのうちの五千八百八十万ドル、これに利子を加えた分、これは、先ほど申し上げましたとおり、三回にわたって輸出でリファイナンスを行なった分でございます。そのほかに、まだデューの来ておりません分、それが千六百九十万ドルでございます。全部合わせまして九千三百七十万ドルに相当するわけでございますが、それは、たいま申し上げましたとおり、スカルノ時代の延べ払い、直接まだリファイナンスになっておりません分につきましては、これは商社が輸出の貸し付けを受けて行なっております分でございます。したがって、リファイナンスの分、それから

わけではございませんので、これまでのところは、商社の回収努力、それからまた、たゞいま御指摘がありましたような特殊のこういうリファイナンス方式というものによりまして、一応順調な経過をたどっております。いまの御指摘の、リファイナンス等がないというような形の仮定でございますけれども、計算は一応できます。そういう点の御理解ができるような資料をつくってみたいと思ひます。よろしくごさいませうか。

○松井誠君 経済協力を終わりにしたいと思うのですから、もう一つだけお聞きしたいんですが、それは、南ベトナムのことなんです。けさ、南ベトナムの調査団の報告書の「要旨」というものをもらいました。二、三分で読める、ほんとうに新聞の片すみに載っておる記事程度のものですね。要旨の名に値しない、具体的な事実としては何一つ載っていないような要旨なんです。しかし、これは現在非常に重要な時期でもありますのでお伺いをしたいのですが、最初に、いたいたこの資料ですね、この資料には南ベトナムの賠償の問題は載っておりませんけれども、これは私の要求したのは四十年からのものであつて、賠償は四十年には終わつておるといふそういう関係で載っていないのだらうと思ひますが、その賠償の大部分というのは、あのダムダムの建設に使われたわけですね。

○政府委員(沢木正男君) 大部分がダムダムに使われたものでございませう。

○松井誠君 この時のこの予算を見ますと、大蔵省の所管の経済協力費の中に、ダムダム修復特別援助費というのがあつて、これは六億八千七百万でございませう。

「理事玉置猛夫君退席、委員長着席」
これは、賠償の大部分が行つたダムダムが戦争でこわされた、その修復としてという意味なんではないでしょうか、これは修復としては初めてなんですか、何回目ですか。

○政府委員(沢木正男君) ダムダムが完成いたしましたので、サイゴンに対する電力供給を開始して

おつたわけではございますが、戦乱によりましてペンストックが破壊されまして、かつ、サイゴンに対する送電線が寸断された状況になっております。そこで、ベトナム側はそれを改修してほしいという要望がございまして、そこで、本来、賠償でやりましてもいいものでございまして、予算でもってそれを修復してやるということをきめたものでございませう。

○松井誠君 ですから、ことしのダムダム修復というの、修復としては初めてか、あるいは、その前ぐらい、いつごろから始まったのかということです。

○政府委員(沢木正男君) 四十五年度予算に計上いたしましたのが初めてでございます。

○松井誠君 そうして、ダムダムを修復をする一方で、このいただいた資料によりますと、ベトナムに対する円借款の中でディーゼル発電機というのがありますね。これはまあこれからあと供与をするというのでありましようけれども、ディーゼル発電機という資料もありません、ディーゼル発電所という資料もありません、どっちなんですか。これは発電所全体のプロジェクトなんですか。

○政府委員(沢木正男君) これは、サイゴンに難民が非常にたくさん流入いたしまして、サイゴンの電力が非常に不足しておるといふ状況でありまして、それに対してディーゼル発電機を供給した分についての金融でございませう。

○松井誠君 ダムダムにしても、この円借款でやろうとするディーゼル発電機、これもやはりサイゴンだそうでありまして、サイゴンというの、ほんとうに戦火がおさまつて安定をしたという見通しは別にならないうでせう。いまこそ小康状態を保つておるとは言うものの、この調査団の要旨の中からもうかがえますけれども、将来について必ずしも保証がない。そういうときに、全くむだになつてしまつたダムダムをもう一ぺん修復をする。そのほかに、新しく発電所をつくっていく。こういうことがまたものもくあみになつ

てしまわないう保証がないという現在の段階、南ベトナムに対する経済協力の基本的な姿勢というものが、この調査の報告書では、もちろんこれは調査団の報告書でありますからよくわかりませんが、一体どういふ姿勢でやろうとするのかですね。この調査団の報告書では、これは原文ではどういふようになっておるか知りませんけれども一番最後のほうに、「治安その他の考慮から問題のないものに対する経済協力を検討する」と。「治安その他」といふことがどういふ含みなのかよくわかりませんけれども、とにかく現に内戦あるいは侵略戦争というものが行なわれておる段階に対する経済援助でありますから、いろいろな意味で問題があるわけなんです。次官にお伺いをしたいんですけれども、普通のいわゆる開発途上国に対する経済援助とは性質が違ふ。そういうときに、どういふ基本的な姿勢でやるおつもりなのか。

○政府委員(藤田正明君) 現在の南ベトナムの状況についてはいろいろな見方があると思ひますが、大体において戦局は縮小してきたといふうな見方ができると思ひます。戦局の縮小に伴ひまして、民生の安定と申しますか、そういうことを第一義といたしまして、民生の安定ということに對する援助をやつていくといふうな姿勢であります。

○松井誠君 民生安定という抽象的なことばだけでは、具体的なことがよくわかりません。夜まっ暗だから電氣をつけてやるのもそれは民生安定でありましようし、あるいは、足りない食糧を補給してやるのも民生安定でありましようけれども、少なくとも経済といふことよりも、とりあえず民生安定といふことになるのは当然ではあるうと思ひます。しかし、こういうことを私がお尋ねしますのは、御承知のように、こゝ二、三日に出る新聞のニュースによりますと、何かバス二千両と何となくいふものの経済協力の要請があつたといふ話でありますけれども、これは、軍事力——直接的に、あるいは間接的にはもちろんで

ありますけれども、直接的にも、そういう軍事力の増強といふものにおそらくはつながる。そういうものに対する政府の姿勢ですね。たとえば弾だとか鉄砲だとかいふそういうものだけではなくて、少なくとも戦場で直接役に立つそういう物資の援助、これは明らかに軍事援助ですね。バスといふのは、それはいろいろないない使ひようがありましようけれども、二千台といふのは膨大な数字ですけれども、しかし、ともかく、これが、いまの状況から考えれば、軍事援助そのものであるか、それに非常に近いものになる。そういう援助についての政府の基本的な姿勢といふのはどういふことなんでしょうか。

○政府委員(沢木正男君) 新聞に出ておりましたバス二千台その他の援助につきましては、先週、サイゴンにおきまして、ベトナム政府からそういう要望がわが国の現地大使にあられたわけでございますので、それについて現在簡単な電報の報告があつたのでございませう。したがひまして、いづれ書類が参りましてから検討を加へるということ、援助の具体的な内容、あるいは目的その他については、判明いたしております。

○松井誠君 具体的にこの問題にどういふ答えを出すかといふことはいわば前提として、軍事力の増強に直接つながるようなそういう援助について政府はどういふ姿勢をとるかといふことです。

○政府委員(藤田正明君) 軍事力の増強につながるかどうかといふこととは、なかなか判定が困難な問題であらうかと思ひます。たとえば、たゞいまのようなバス二千台ということになれば話は別でありますけれども、バス二台、三台においても、あるいは医療品を積んでいったトラックも、それがどのようになつて使われるか、軍事力の増強につながつていふと使われるか、これはもう何ともいふやうなものでございませう。その辺の見解はなかなかあはれなうと思ひますが、政府といたしましては、民生の安定を第一義といたしまして、難民の救済なり孤児の収容なり、救済、あるいは電力の供給なり、直前にま

困っているものに対する手当てを主としておるわけであります。軍事力につながるがらぬというものは、なかなかむずかしい問題でございますが、一切軍事力につながるような援助はいたしたくない、この姿勢ははっきりいたしております。

○成瀬権治君 ちよつと関連して。これは意見なんです、チンコム協定なりコムの協定を日本が結んでおられます。それをアメリカとの間に結び、それを実施しておるわけです。それは何かという、民生ではないんだ、これは軍事品です。というこの基準を日本政府は海外に示しております。だから、基準はあるんです。それは、パスは入りません。だから私は、日本の基準はあると思う。あなたはパスがないと、こうおっしゃるけれども、日本はそういうものを示しておるといふに理解をしております。それが違つておるといふなら、じゃチンコム協定やコム協定はどうなんだというのをもう一ぺん政府は明らかにしなければならぬと思います。

○政府委員(藤田正明君) ただいまのおことばであります、チンコムにもコムにもパスは入っておりません。制限の中に入っておりません。それからまた、南ベトナムにまだパスを出したというところはございません。いまそういう話があるというところでございます。

○鈴木一弘君 最初に、海外経済協力の関係で、インドネシアのDK制度、この商品援助のことでリストをいただきました。これを見て若干聞きたいことがございますが、DK援助によつて輸入できる品目は、A類つまり最重要品目とB類つまり重要品目である。C類、D類という重要性の少ないものについては、一般の輸入制度による輸入が認められるのみであると。そうすると、私が前回質問しましたのは、冷蔵庫であるとかルームクーラーであるというような大衆製品でないようなものがインドネシアの商品に統制がある。この問題は、いま一般輸入というところに入ってきたと、こう理解してよろしうございますか。

○説明員(川口嘉一君) おっしゃいますとおりでございます。通関統計等によりまして、そういう御指摘の品目も入っておりますが、これは、説明にも書きましてように、商品援助の対象品目にはなっておりませんので、一般輸入という形で入ったものと了解いたしておきます。

○鈴木一弘君 もう一つ、その問題はよくわかりました。インドネシアの最近の発表では、大蔵省、インドネシアの大蔵省ですが、そういうところから、日本の商社に対してのいわゆる商社活動に対しての規制として、再登録を実施させ、事業所を国内に一カ所しか設けてはいけなかつたか。事務所ですか、あるいは、税制等についても、本国からの運転資金を送金してきたときはその金額の二〇％に課税をするとか、そういうようなことが発表されたり言われているわけでありまして、きょうもずっと輸銀の審議がされたわけでありまして、かなり手厚いものをわが国は考えているのに、一方でこういうふうになんか投資であるとかこういうことが一段と規制がきびしくなつていく。これは、私どもとしては、政府のほうでは手厚くしているのに、向こうからは手きびしくたたかれていくというふうな感じを受けてならないわけですが、その点についてどういふふうになっているのか、ちよつと伺つておきたい。

○政府委員(沢本正男君) インドネシアにおきましては、経済の回復と同時に、ことし総選挙の関係もございまして、だんだんナショナリズムが再び強くなる傾向が認められます。その第一の段階といたしましては、外資を導入する導入品種につきまして業種をある程度しぼりたい。それで、ある種の企業につきましては外資の導入を認めず、インドネシアの住民に対してのみ業種を認めるといふ考え方、それから諸外国の商社の活動に対して課税をするという考え方、そういうものがばつばつ打診の程度で現在出てきておりますが、まだ実施される段階には至っていないものもございまして、しかしながら、そういうふうな傾向につきましては、日本だけが差別的に取り扱われると

いうことでありますれば非常に問題でございますが、必ずしも日本だけを差別的に扱っている問題でもございせんので、ほかの援助供与国とも意見を交換しつつ、現在、注意深くその対策を考へておるといふ段階でございます。

○鈴木一弘君 昨年末に、インドネシアの商務省ですか、規制を発表しているわけですが、その内容と、それからこれから予想される内容で、免税期間がなくなつてくるとか、いろいろなことが出てくるようございまして、外国からの投資についての規制というものがかなりきびしくなつてくる。いま対策を考えたいということがございまして、インドネシアでこのところ一段ときびしくなつた外資の投資に対する規制と、今後予想される大体的な方向、それに対応していま考へたいと言われましたので、どういふふうにか考へているかというところを伺ひたい。

○政府委員(沢本正男君) これは、課税問題なんかが、今後日本の商社あるいは事業会社がインドネシアと国内とで二重課税になるといふような点は、ほかの国につきましては二重課税防止条約その他をつくりまして二重課税にならないようにいたしておりますし、かつ課税の基準あるいは方法につきましてきめて経済原則からはずれると、いふような問題が生じた場合には、二国間交渉をするということもあつたと思ひます。ただ、投資の分野の規制につきましては、きわめて高い技術を必要とせず、国内の事業者にはまかされるような問題、たとえば最近一件起りました問題は、靴をインドネシアで製造するといふのに対して合併申請したところ、靴の製造といふことはインドネシア人に限つて行ないたいといふことでこれが不許可になつた例もございまして、そういうような問題につきましては、ある程度インドネシアのナショナルステイックなナショナルステイックと言つては語弊がありますが、国内産業保護という立場も十分尊重してかかる必要もございまして、目下そういう点の出入方を注意深く

見ておるといふ段階でございます。

○鈴木一弘君 先ほど申し上げたような、現在まで向こうで発表された規制と、これからの大体どんなことを向こうは考へておるかということ、リストにしたいだきたいと思ひます。

○政府委員(沢本正男君) 先方が発表しました規制の内容は直ちに提出できますが、われわれのほうはどういう政策をとるかというところは、まだ全般的に出そろつていない問題もございまして、政府としてもまだ関係各省協議して意見がまとまつておるわけではございません。したがって、対策のほうは御容赦願ひたいと思ひます。

○鈴木一弘君 じゃ、対策のほうは別として、こつちのほうはよろしく願ひたいと思ひます。

それからこれは発展途上国に対してわが国がいろいろやつていく。特に海外の資源開発というところの計画があるわけで、そういう問題と、援助と資源開発、これがその関連がどうなつていくかということがこれから大きな問題になろうというところがあるわけでありまして、大蔵大臣の答弁を聞いても、資源確保といふことを優先してはいるのではない、あくまでも相手国に対する経済繁栄といふか援助といふのが第一義である、こういうふうになつておるわけでありまして、そういうふうになつておるわけでありまして、資源政策と経済外交の問題と、こういうのがぶつかり合つていったんではならない。逆になつてしまつても困る。特に、開発途上国といふのは、資源を保有している国が多いわけでありまして、相手の主権をそこねるようでもいけないし、相手の政策をひん曲げてしまふわけにもいかなひであらう。こう考えると、これから個々にやり方が非常にむずかしくなるだろうと思ひます。そういう基本的なことをちよつと聞きたい。

○政府委員(沢本正男君) 従来、日本の援助が輸出振興のための援助であるといふように非難を招いた例もございまして、また、資源確保は日本の経済の将来にとってきわめて大切なことござい

しております。しかし、具体的に日本に援助を要請してまいったのは、今回が初めてでございます。一方、ベトナムの石油の話につきましては、寡聞にして外務省筋ではほとんどいままでも知っておりませんでしたのが、この間新聞に出たというようなことで、われわれの解釈といたしましては、この二つの問題には関連がないというふうに考えております。

○鈴木一弘君　それで、ベトナム戦争を遂行しているときに、こういうような南ベトナムの石油の開発をする、それに対して加わるといふことは、中国やソ連というような共産圏、こういう諸国に對しての疑い——向こうから見れば、米国の肩がわりと言われるし、あるいは日本がアメリカに肩がわりして東南アジアへのそういう進出をしているというような変な印象というもののいろいろな論説等にも出てきているわけでありますけれども、そういう点についてはどういうふうにお考えになつていますか。

○政府委員(沢本正男君)　これは、肩がわりといふことばの意味でございますが、われわれ実際の

に、自分のところはできないから、この分をやつてほしい、という意味の要請を受けたことは、事務的にも政治的にもほとんどないのではないかと、うふうに考えております。ただ、日本の経済力が上がつてまいりますにつれて、東南アジアの諸国におきまして、日本の援助を期待する期待というものは非常に上がつてきております。一方、米國におきましては、いろいろな國際收支上の困難その他で援助能力が落ちてきておることもまた事実であります。したがひまして、後進國の日本に対する要望にこたえてわれわれが經濟協力額を増加いたしますと、それが結果的には援助の肩がわりという非難をされるわけでありますが、実施いたしますわれわれのほうの考え方といたしまして、要求をいたします向こう側の考え方といたしまして、米國の分を肩がわりして日本に持つてくれ、という式の話し合ひは、ほとんど實際問題とし

てないのが現状でございます。

○鈴木一弘君 表にはそういうことは私は出てこないだろうとは思いますが。

それからもう一ぺん飛行機のあれに戻りますけれども、パス二千台、YS11の贈与ということになった場合には、これはいま検討中であると外務大臣は答弁してきているわけですが、どういふ名目による——経済協力基金ということになるのか、どこから出るといふふうになっているわけですか。

○政府委員(沢本正男君) これは簡単な現地大使からの報告があったのみでございます。委細は向こう側から出られた文書を送付するからということになっておりますので、外務省といたしましては、いまだ関係各省にも要望を伝えておらない状況でございますので、政府といたしましては何か検討をいまだ加えておらない段階でございますので、ただいまの御質問に關しましてはちよつと御答弁しかねるかと思います。

○鈴木一弘君 もしなかった場合はどういふふうになるということもできないわけですか、答弁が。

○政府委員(沢本正男君) 贈与を行ないます場合には、予算上そういうお金がなければできないことは当然のことでございます。現在御審議をいただいております昭和四十六年度の予算の中にも、そういう意味のお金は含まれておらないといふふうにおかれれば理解しております。

○鈴木一弘君 経済協力の問題になって、資源確保ということが一面ではどうしても出てくるわけですが、海外資源というものは、石油にいたしましても、ほとんどが例の、はつきり申し上げれば、寡占体制ということになっております。国際資本による寡占状態。ニッケルがカナダの会社が六〇%、銅について大手グループで六七%というような比率を占められている。こういう状態を脱出しなければほんとうの確保はできないだろうと思ふんですが、ここで基本的な姿勢は、そういう国際資本との協調でいくのか、それとも、わが

国は独自でそういういわゆる国際資本というもののコントロールから脱する意味での開発というほうに力をかけていくのか、これは非常に大きな問題になるだろうと思ふんですが、その辺のことはどうなのか。はつきり申し上げれば、コントロールから脱したほうがいいという声は非常に強いわけでありますが、そういう点についてはどう考えているかということ、それに対しての計画はあるかないか。

○政府委員(藤田正明君) 国際資本との協調、あるいは独自でやるかというお問いのようでありますが、独自でそれが可能ならば、それにこしたことはない。しかし、これは現実の問題としてはなかなかむずかしい問題であるかと思ひます。私は、国際資本との協調もやり、そしてまた、独自の開発の努力もいたすべきだ、そういうふうと考えております。

○鈴木一弘君 日本の場合と中国の場合とはだいぶ違っていると思うんですが、中国では海外援助に八原則というものをつくっている。これが、低開発国といひますか発展途上国が援助を受けるのにいい基準になり、受けやすいという状況をつくっておるわけですね。わが国の場合には、そういう点がはつきりしていないのではないかと。そういう何か原則的なもの、安心して開発途上国側がわが国への援助といふものを要請できるように状態にしていかなければいけないのではないかと。貿易高だけ異常にあふても、かえって反感を招いていく、対日不信感をあおるといふことではならぬと思ふので、そういう点、わが国のいわゆる資源政策とかあるいは対外援助政策といふものについては、一つの何ぼかの原則といふものをはつきりさせる必要がある。先ほどの話のように、資源開発よりも相手側の経済の開発であるとか、民生安定が優先するといふだけのことで、やはりノルムルと言わざるを得ませんので、そういう点は根本的なルールといふものをつくっていく必要があるのじゃないかと思ひますけれども、どうでしょうか。

○政府委員(沢本正男君) 確かに、お説のとおりでございます。そういうルールなり原則なりといふものができればこれにこしたことはないと思ひますが、実際の問題といたしましては、日本の援助の理念の確立ということが一番大切であらうかと存じます。それにつきましては、従来、援助は輸出振興につながるとか、あるいは、輸入原材料の確保になるとか、あるいは、アメリカなんかで申しますように、安全保障上の考慮とか、いろいろなきが言われてきたわけでございますが、残念ながら日本については国民一般の認識を得ましたという理念といふものが確立されておらないことは事実でございます。したがって、われわれといたしましては、国会の論議あるいは新聞紙上での論議その他を通じて、広い世論の支持の上に立つたしっかりした援助をやっていくことによつてそういうものが確立されるようにしたいといふことを念願して努力している次第でございます。

○鈴木一弘君 そこで、はつきり申し上げて、私は、非常にエコノミック・アニマル的な海外援助になつていくんじゃないかといふことを心配するわけですね。アフリカといふ大きい発展途上国の集団があるわけでありまして、そのアフリカ諸国に対してのわが国の海外援助の状態はどうなつていますか。

○政府委員(沢本正男君) アフリカに對しましては、円借款を現在出しておりますが、ケニア、タンザニア、ウガンダ、それからナイジェリアに出しております。それから一方、投資の面におきましては、南アフリカ、ローデシアを除きますあつては、何らかの投資案件も存在いたしております。しかしながら、これらの円借款のうちには、ほとんど使い切りまして、次にまた円借款を出してほしいという要望もございまして、技術協力面につきましては、第一次産品開発調査、それからセンターといひましては、ケニア、ウガンダ、ガーナに對して技術協力センターを現在建てております。それ以外の研修員の受け

入れ、専門家の派遣につきましても、ほとんどの国にやつておりますし、青年協力隊がタンザニア、ケニア、それからモロッコに派遣されておりました。これは非常にいい評判を受けておるわけでございます。ただ、援助全体のシェアといたしましては、アフリカはきわめてまだ少ないわけでございます。今後わが国がGNPにおきましては世界の自由圏の第二位といふような立場から、アジアよりほかの地域に對して援助をもっと拡大してほしいという要望もございまして、そういう点にも考慮を払いつつ援助を強化していく。かつ、資源開発関係につきましては、非常に大きな額の投資もコンゴに行つておりますし、今後そういうふうな大型の資源開発投資といふような面につきましては、ただいまの先生のお説のとおり、十分経済協力をからみ合わせた考慮が払われるべきであるといふ考え方で進んでおります。

○鈴木一弘君 とにかく、アフリカについて見れば、中国のタンザニアの鉄道であるとか、共産圏でももう相当ものすごい大きな力を注いでいる。欧州あるいはアメリカの国々でも、アフリカ諸国への鉄道であるとか、港湾であるとか、道路、橋梁、大学、病院といふに至るまで、協力の実績といふものは、わが国もやらないわけじゃないでしようけれども、比較にならないほどです。少なくともいままでとは考え方を變えて、相当大きな援助協力といふものをしなきゃならぬだろうといふことは予想にかたくないわけですね。そういうことは、これは実情からいってもそうだと思います。そこで、過去のことは過去のことにして、今後これは大きく広げていくということがどうして必要だろう。それについての、いま若干今後力を入れたらという答弁があつたのでありますけれども、それでは今後の計画といふものはどういふふうに拡大をされていくのか、その点について伺いたい。

○政府委員(沢本正男君) これは、まだ、政府各省を通じてどういふ点でどういふ具体策がいまだできておるわけではございませんけれども

も、従来円借款を出しておりました国につきましては、それを使い切れればまたほしいという意向が非常に強いとございますし、ガーナに対しましては債権繰り延べ問題がございますし、いろいろな関係が従来からの経緯として残っておりますので、そういう点についてできるだけ前向きで対処したいという程度のコンセンサスは関係各省にも存在しておるかと思っております。

○鈴木一弘君 経済協力のほうはそのくらいにしまして、ちょっと相続税のことについて伺いたいんですが、妻が相続放棄をしたというのは、どのくらいケースがございますか。

○政府委員(吉田太郎一君) 妻が相続を放棄をした場合の計数については、国税庁でもちょっと統計をとっていないようでございますので、お答えいたしかねます。

○鈴木一弘君 これは、じゃ、あとどのくらいあるか教えていただきたいと思っております。大体、農業の場合が非常に多いんじゃないか。つまり、母親よりも働き手というのじゃないか、そういうふうなことから、長男に扶養してもらわないで、うかと思っておりますが、その点のことと伺いたいものであります。これは考えていただきたいと思っております。その点、お願いいたします。よろしいですか。

○政府委員(吉田太郎一君) 正確には裁判所で調べる以外には方法がないということのようでございますので、一応国税庁においてその努力をいたしてみたいと思っております。その後またあるいはそれができないということになるかもしれません、一応研究してみたいと思っております。

○鈴木一弘君 相続税と関連して資産所得についてちょっと伺いたいんですが、現在の所得税法の中の第四章の第一節「世帯員が資産所得を有する場合の税額の計算の特例」に、資産所得について、第九十七条等で資産所得合算方式ということになっていくわけですが、資産所得と利子配当あるいは不動産の所得を通じて、合算対象の世帯員と

して、「夫と妻」「父又は母とその子」あるいは、「祖父又は祖母とその孫」というふうな、非常にこまかく規定をされておるわけですが、どうしてこういうふうになったかという点をまず聞きたい。

○政府委員(吉田太郎一君) この制度は、経済的に独立をしない子女が得た所得について、これをどのような税率をもって課税をするかという考えからできた制度でございます。したがっていまして、たとえばもうお嫁に行っているが世帯主と一緒に住んでおる場合、あるいは独立したままに給与所得を得ておる子供等については、これを適用していただいております。また、その得た所得を世帯主のものとしてしまうという制度ではございませんで、むしろそういうそれぞれの所得を同一の世帯でその適正な税負担をどの程度に求めるべきかという税率の計算をこれで行なっておりますということでございます。

○鈴木一弘君 資産の所得でありますから、これを分割すると、表面上擬装で所得税が軽くなる、こういうことから合算ということになったんだらうと思っております。諸外国の例を見ると、アメリカ合衆国では、夫婦所得合算してその後二分二乗方式であるとか、子女の所得については親の所得と合算をしない。イギリスにおいても同じであり、西ドイツでも同様です。フランスも、子供の所得は二十一歳未満だけを認めるというふうになってきております。いずれにしても、はつきり申し上げて、西ドイツ等では、子女のいわゆる合算課税ということが憲法違反ではないかという点で、違憲ということではございませんか。私も私どもが考えても、夫婦については、民法の上でも共有財産とかいろいろの制度がございますし、現在のように核家族化してくれば当然のこと夫婦についてはこれはまた合算でもわかるかと思うのですけれども、合算二分二乗をやるかと合算しようとかまいせんけれども、はつきり申し上げて、子女についてはこれを一緒にするというのは、憲法の上でいけば、第十三条あるいは第十四条、

法のもとに平等であるとか、国民は個人として尊重されるということと立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とするという、憲法の個人の尊重という点から考えると、どうも子女まで合算するという方式というのは違憲ではないかという感じがするわけでありまして、その点、どう思われますか。

○政府委員(吉田太郎一君) 西独において違憲の判決があったという先生のお話でございますが、私もまだその情報あるいはデータを入手いたしておりません。至急調べまして、どういう趣旨でそういう判決が出たのか、ひとつ研究させていただきます。

わが国において現在の資産合算の制度が違憲なりやいなやというお話でございますが、これは基本的にやはりわが国が総合課税の制度をとっております。あるいは、実質課税の原則という考え方で所得税の基本ができておるわけでございまして、同一世帯において、しかも経済的に独立してない幼小の子供たちが、たとえその名で稼得する財産について、どのような負担を求めることが公平の原則から申しまして適當であるかという判断で、その税率を上積み税率として計算しておるということでございますので、決して憲法に違反するような形で財産制度なり財産権を解釈しておるというのではないかと考えております。

○鈴木一弘君 いずれにしても、私は見るのに、九十七条では、「生計を一にする次の各号の一に掲げる親族」と、こういうふうに出て、「夫と妻」「父又は母とその子」あるいは「祖父又は祖母とその孫」というように、合算世帯というものがはつきり出てきています。先ほどあつたように、個人としての所得ではなくて、いわゆる資産の所得に対しての合算の規定でございます。資産ということになっていく点から見ても、これははつきり分けたほうがいいのではないかと。夫婦というものが現在核家族化しているし、一つの消費の単位になつてきている。そういうふうに見てきたときに、やはり、イギリスのように、満二十歳つまり

未成年という場合は合算するけれども、それ以上になれば分けるとか、何かしらのを考える必要があるのじゃないだろうか。そういうふうにしていかなければだんだん家族の構成が変わってきているのに、税法だけがおそいということになるのじゃないかという感じがするんですけれども、どうなんでしょうか。

○政府委員(吉田太郎一君) お話が、一つは相続税関係の財産課税の問題と、一つは所得税などの所得課税についての問題と、非常に基本的な問題だらうと思っております。その所得に対して所得税を課するということについては、課税単位をどうしていくかという問題は、確かに、先生のお話のように、今後の経済上、社会の変動に適應する形で今後考えていかなければならない問題でございまして、現に二分二乗というような主張がなされておるのも、そういうところから来てるのではないかと考えておるわけでございまして、この辺のところは、今後の研究課題といたしましてやはり私も研究していかなければならないと考えております。

ただ、もう一つは、財産課税と申しますか、相続税あるいは贈与税にかかりますところのものの考え方につきましては、確かに、こういうわが国の三十年代以降の非常に變動といえますか變化の激しい社会において、固定的な考え方をもちて家族財産制度を考えていくことは非常にむずかしい問題があることは、よく承知しておるわけでございまして、それだけに、妻と夫の関係を中心といたしましていろいろ議論が起つておるわけでございまして、基本的には、それをどう税制の上で考えていくかということについては、やはりその基本になる社会通念というものが定着しておることとが大事でございまして、その社会通念が定着したものを何に求めるかと申しますと、私もやはり民法の制度にこれを求める以外には最終的にはよりどころはなかるかと、かように考えておるわけでございまして、現に、現在法務省において法制審議会が夫婦財産制度についても審議が行な

れるように承知いたしておりますので、その辺のところと相まって今後研究していきたいと思ひます。ただ、現在の夫婦別産制のもとにおける夫と妻との関係にしましては、先ほど御答弁申しましたように、現在の制度の中で最大限の優遇制度というものを考えたのが現在提案しておる趣旨でございます。

○鈴木一弘君 これは根本的な違憲問題そのほかをからめておるような問題でありますので、私はここで早急に結論を聞きたいというわけではございません。この点は諸外国の例から見てもすでに考えなきやならないところへ来ているのではないかと、十分検討研究を今後進めてもらいたいと思ひます。必ずだんだん核家族化が進んでくる、そういうことになってきて、夫婦間の問題、これが財産の問題にいたしても、あるいは財産の扱いとか、いろいろな問題で出てくると思ひますので、それだけに、はっきりした法的な整備というものを、民法によって定められるという先ほどの話があった、また、民法を基準として考えたという話があったんですけれども、税法上は民法より一歩先に進んでもいいのではないかと、そういう感じもするわけですから、その辺まで度胸を持ってやるといふふうに考えてもらいたいと思ひますので、そういう意味での検討というものはするかどうかですね。

○政府委員(吉田太郎一君) 確かに、私も、検討いたす余地がございまして申し上げるべき筋合いのものではないと思ひます。ただ、その検討をいたしました場合に、最終的によりどころになる、あるいは国民みんなが納得するその落ちつき先は何であるかと考えました場合に、やはり民法制度としてそれをめぐっているいろいろな経済活動なりが取り行なわれておる、そういうところのものにいかざるを得ないのではないかと私も考へておるわけでございます。民法制度以外には考えられないというわけではございませんが、結局、行き着く先は、そこが、まあ国会の御判断の問題ではございますが、国民の納得するところ、

あるいは社会通念として落ちつくところではなからうかと、かように考へておるわけでございます。

○鈴木一弘君 贈与の問題で、夫婦間贈与というのは、四十四年度にどのくらいあったでしょうか。

○説明員(平尾照夫君) こまかい資料の問題で、数字の問題でございまして、私からお答えいたさせていただきます。

一番新しい実績は昭和四十四年度でございますが、四十四年には夫婦間の贈与は千五百十七件でございます。これは、贈与税の配偶者控除の申請のありました件数でございます。

○鈴木一弘君 ちょっとここで、時間がだいぶおそいので、入場税について質疑をしてきようは、これはわかつております。それがだんだん文化政策という観点から変わってきて、現在商業的なものに対しての税というふうな感じになっておるわけでありまして、文化政策の上から見ると、現在今回の提案による百円という免税点、これは少し低すぎるのではないかと。私も三百円ぐらいには上げるのが当然ではないかという考へを持っておりまして、また、文化というものは芸術性の問題と商業ベースの問題とは非常にからみあがむらしい問題でもある。それだけに、むしろ、それならば、むしろ三、四百円ぐらいなり五百円ぐらいに免税点を一ぺんに引き上げるというこのほうが大事ではないかと思ひます。そういう点はどうか考へてですか。

○政府委員(吉田太郎一君) 文化政策という意味は、先生いま御指摘のように、非常に広範、かつ、人によって非常に違うところがあるかと思ひます。要するに、広い意味で気晴らしその他を自由にすること、そういうことまで含めて文化政策と、そういうことについてあまり厳格な税制を適用するのはいかかというふうな御趣旨まで含めて、その免税点をどうするかという問題だろうと思ひますが、この免税点制度そのものが、やはりこれも沿革から来るところもございまして、一番基本的な考へ方は、零細な催しもの、零細な料金をとっておるものに対して、これを入場税という形で執行していくことを省略していくという考へ方から免税点ができておるわけでございます。入場税を払うべき、その対価を受けるべき内容のいかんをもつて判定していくというたてまえは実はとっていない次第でございます。そういう意味からいいますと、三十円の免税点を百円にするということが、いろいろなことを考へますと、最も適當ではなからうか。免税点制度でございますので、先生すでに御存じのように、免税点を上げれば上げるほど、入場料金の価格断層というふうな問題も起こりますし、むしろ零細な催しものに対する執行を省いていくということの考へ方から、三十円を百円にしたわけでございます。

○鈴木一弘君 万博が開かれたときの催しものは非課税だったと思ひます。そういう点から見ると、あれがどういう意味か、一つは、国家行事的なものであるということ、もう一つは、海外からの芸術、そういう文化というものを広く知らせるという意味もあつたろう。博覧会であるという面もこれはあつたと思ひますけれども、そういうふうな感覚から見ると、諸外国からのものが国での催しの集団がいろいろな形で参りますけれども、そういうのについては、万博の催しものについての非課税の措置ということから考へると、これは特別に何か考へるのは当然ではないかという感じがするわけでありまして、その点はいかがですか。

○政府委員(吉田太郎一君) 非常にごもっともに思ひますが、ただ、万博の場合になぜ非課税にしたかと申しますと、一つは、これは展覧会あるいは博覧会というものが沿革的に非課税扱いをしておたわけでございます。その理由は、いろいろこれが産業の振興あるいは教育政策上必要だと。しかも、比較的低廉であるというふうなところからされたのだらうと思ひますが、基本的には、先ほど申しましたように、その内容を税務の執行上可否を判断していくことはできるだけ避ける、厳格に避ける姿勢をとってまいつたわけでございます。ただ、法律的に申しますと、国が明らかにこれを保証しておるようなもの、たとえば文化財に基づく古典芸能、そういうものが非常に厳格に把握し得る要件を備えておる場合にはこれを除いていくというふうなところで、最小限の文化政策との調和をはかつておるわけでございます。そういう意味からいいますと、万博の場合の中の催しものについてこれを課税をするか非課税にするかといった場合に、その不公平の波及と申しますものが厳格に保証し得るというふうなこともあり、その中で催しものを非課税にした理由だらうと考へております。

ただ、それでは、ほかの外国からの芸術性の高いものを、どの程度それじゃ免かれるといふか、非課税にし得るかとなりますと、これは基本的には国税庁なり大蔵省が判断をする形にならざるを得ない。それはやはり種々むしろ芸術政策そのものとしても問題があることではなからうかと考へておるわけでございます。

○鈴木一弘君 芸術性を大蔵省なり国税庁が判断をするという、文部省みたいなことをおやりになるわけ、たいへんだと思ひますけれども、それだけに、芸術性なのか商業性なのかということの判断が非常に困難である。大体の基準はあるんですか。

○政府委員(吉田太郎一君) 先ほど申しましたように、全然ございせん。したがしまして、むしろ法律に基づいて文化財保護法のような形で明らかに確保し得るといふきわめて例外的なもの以外は、そういう扱いはしないということにしておるわけでございます。

○鈴木一弘君 そうすると、私は、矛盾があるのは、海外からの日本への公演の場合と万博の催しもの、これはもう明らかに矛盾をしてくるわけですね。一方は課税であり、一方は非課税であつた。そういうところがよくわからないわけですが、

ね、どうも。何だか姿勢が一貫されていない。博覧会であつたというけれども、あれだけ大きいと、博覧会でもあるけれども、一方では興行的なものにも考えられるような場合も出てくるだろうと思うのですが、そういう点でいけば、本来ならば、特別なバレー団であるとか、国がこれは当然国民に見るべきであらうと思うような紹介さるべき芸術というふうなものについては、これは非課税という対象にするのは当然じゃないか。たとえ文化財保護法やなんかによつて有形無形の文化財であるとしていなくても、非課税にすべきではないかと思うのですが、その辺はどうなんですか。

○政府委員(吉田太郎一君) お答えいたします前に、先ほどの万博の問題についてちよつと補足させていただきます。

万博の催しものについては、国際慣行上、どの国もかようなものについては同様の税はやはり免除しておるということも一つの理由であつたやうでございます。

それからいまの御質問の、国民がかようなものはぜひ見るべきだと、推奨すべきだという、その判断を一体だれがすべきか、その辺のところを解決されれば、あるいは問題も研究の余地はあるやうかと。ただ、先生も非常に疑問をお持ちでございますように、大蔵省なりあるいはほかとよく政府がそういうことを判断していかどうかという問題もあるやうかと思ひます。したがひまして、あるいは国民の世論という形で法律という形になつた場合に、そういうものも文化政策上の配慮から規定された場合は、これはやはり現在の文化財保護法に基づくと同じ扱いにはすべきではなからうか、かように考えるわけでございます。

○鈴木一弘君 どうも、びんとよくわからないんですが、文化庁あたりで何かの判断の基準を出せばよろしいというように考えるというわけにはいかないですか。

○政府委員(吉田太郎一君) これは一がい文化庁ならいいというわけにもいくまいと思ひます。

が、今後のやはり研究の問題ではあらうと思ひますので、文化庁ともなおかつ研究は続けてみたいと思ひます。ただ、非常にむずかしい、問題が非常にデリケートな問題でございますだけに、私どもとしてはできるだけ慎重に扱つていきたいと思ひます。

○鈴木一弘君 その点はよくわからないんですが、けれどもそのまゝにしておきますが、消費税が大体一〇〇程度、物品税では二〇〇、二五〇といふものもございまして、料飲税あるいは娯楽施設利用税、通行税等は大体一〇〇程度、それと同じやうに入場税を考へるということが、先ほども質問があつたんですけれども、娯楽趣味といふ意味でもないと思ひますけれども、入場税を、これから先だんだんだんだんレクリエーションの場もふえてくる、週二日制の休日をとる企業もふえてくる、そうなつてまいりますと、国民にこの場を与えるといふことを考へれば、これを同一に見て同じ一〇〇にしていくといふのはどうか。

むしろ半分の五〇にするとか、特別に高いものとか――まあ競輪、競馬は別問題で、そういうものについてはこれは税率を高くしてもいいと思ひますけれども、そういうふうに入場税自体をほかの消費税法系とは切り離してものを考へるといふわけにもいかないものかどうか。

○政府委員(吉田太郎一君) 原則的に申しますと、そういうサービスなり、もののなかに対する同種の税率は、同様であることが税負担の公平といふことから望ましいと申せるわけでございます。結局、そういう税負担が非常に過重であるかどうかという問題が一つ確かに考へなくちゃいけない問題でございますが、今日の総理府のたとえば家計調査で見ても、そういう入場料金と申しますか、入場税がかかつておるものに対する消費支出の割合は、全体の支出の割合のきわめて微々たるものでございまして、おそらく一〇以下といふのが支出の実態のやうでございます。そういう意味からいいますと、今日程度の税負担といふのがやはり適当なところではなからうかと考へ

ておるわけでございます。

○鈴木一弘君 一応これで質問はきようはとめておきますけれども、入場税について国税庁から滞納とかそういうことでもつて扱つてある件数と金額と、それがわかつたらちよつと年度別にいたしたいと思ひます。

○説明員(村山正祐君) ただいま手元にございませんで、後ほどまたお届けしたいと思ひます。

○委員長(柴田栄君) 四案に対する本日の質疑は、この程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十五分散会

三月十一日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月二日)

一、入場税法の一部を改正する法律案

三月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、自動車新税創設反対に関する請願(第一三五一号)

一、個人企業の税制改正に関する請願(第一三八一号)(第一四一四号)(第一四二五号)(第一四二二号)(第一四二五号)(第一六二四号)(第一六二五号)

一、特恵関税の台湾、南朝鮮への適用反対等に関する請願(第一四一一号)(第一四二二号)(第一四二三号)

一、所得税法第二百三十四条(当該職員)の質問検査権の一部改正に関する請願(第一四二六号)

第一三五一号 昭和四十六年二月二十六日受理

自動車新税創設反対に関する請願

請願者 東京都港区芝公園二ノ一ノ五機械振興会館内社団法人日本自動車連盟会長 上村健太郎

紹介議員 木村 陸男君

自動車新税の今国会に上程にあたり、全国の自家用

自動車ユーザーを代表して、新税創設に絶対反対する。

理由

一、自動車関係諸税の税体系を整理明確化すべきである。

二、道路財源は自動車利用者だけが負担すべきではない。

三、自動車利用者の税負担は過重である。

四、これ以上自動車に過重な税を課し、しかも道路以外の鉄道等にまで財源を使用することは不合理極まりない。

五、新税は物価の高騰をまねき国民生活を圧迫する。

第一三八一号 昭和四十六年二月二十七日受理

個人企業の税制改正に関する請願(二通)

請願者 岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内六ノ四四岩手町青色申告会内 小川 正二外一名

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第八三四号と同じである。

第一四一四号 昭和四十六年三月一日受理

個人企業の税制改正に関する請願

請願者 三重県上野市丸之内三七ノ二伊賀 青色申告会内 菊野松次郎

紹介議員 斎藤 昇君

この請願の趣旨は、第八三四号と同じである。

第一四一五号 昭和四十六年三月一日受理

個人企業の税制改正に関する請願

請願者 岐阜県高山市名田町五ノ七五飛騨 青色申告会内 伊藤松太郎

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第八三四号と同じである。

第一四二二号 昭和四十六年三月一日受理

個人企業の税制改正に関する請願(三通)

第五部 大蔵委員会記録第十三号 昭和四十六年三月十六日 【参議院】

請願者 岩手県盛岡市大通一ノ二ノ一岩手

県青色申告会連合会内 及川仁左
エ門外二名

紹介議員 岩動 道行君

この請願の趣旨は、第八三四号と同じである。

第一四二五号 昭和四十六年三月一日受理

個人企業の税制改正に関する請願

請願者 鳥取県倉吉市明治町倉吉青色申告

会内 小倉龍一

紹介議員 小林 国司君

この請願の趣旨は、第八三四号と同じである。

第一六二四号 昭和四十六年三月四日受理

個人企業の税制改正に関する請願

請願者 新潟県新津市本町三ノ一ノ七新津

商工会議所内新津青色申告会内
広島直太郎

紹介議員 佐藤 隆君

この請願の趣旨は、第八三四号と同じである。

第一六二五号 昭和四十六年三月四日受理

個人企業の税制改正に関する請願

請願者 栃木市河合町三ノ三栃木青色申告

会連合会内 小森谷登位智

紹介議員 田村 賢作君

この請願の趣旨は、第八三四号と同じである。

第一四二二号 昭和四十六年三月一日受理

特恵関税の台湾、南朝鮮への適用反対等に関する請願

請願者 東京都板橋区仲宿五六ノ三 塩田

勇外十四名

紹介議員 加藤シツエ君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一四二二号 昭和四十六年三月一日受理

特恵関税の台湾、南朝鮮への適用反対等に関する請願

請願者 東京都板橋区仲宿五六ノ三 塩田

勇外十四名

紹介議員 加藤シツエ君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

請願

請願者 東京都大田区池上七ノ二二ノ二

二 大塚悠久外二十名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一四一三号 昭和四十六年三月一日受理

特恵関税の台湾、南朝鮮への適用反対等に関する請願

請願者 千葉県柏市藤心七三八ノ一一八

塚本武治外十名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一四二六号 昭和四十六年三月一日受理

所得税法第二百三十四条(当該職員)の質問検査権の一部改正に関する請願

請願者 東京都品川区南品川五ノ四ノ四

江川一郎

紹介議員 山田 勇君

この請願の趣旨は、第七六二号と同じである。

昭和四十六年三月二十九日印刷

昭和四十六年三月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K